

令和7年12月定例会

中川村議会会議録

中川村議会

令和7年12月中川村議会定例会議事日程（第1号）

令和7年12月5日（金） 午前9時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案第 1号 中川村議会議員及び中川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5 議案第 2号 中川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6 議案第 3号 中川村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7 議案第 4号 中川村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8 議案第 5号 中川村第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9 議案第 6号 中川村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10 議案第 7号 中川村消防団員の定員及び任用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11 議案第 8号 令和7年度中川村一般会計補正予算（第6号）
日程第12 議案第 9号 令和7年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第13 議案第10号 令和7年度中川村水道事業会計補正予算（第2号）
日程第14 議案第11号 令和7年度中川村下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第15 一般質問

5番 桂川 雅 信

- （1）信大との連携をさらに充実させよう
（2）リニアに依存しない村づくりを（3）
JR東海はリニアがお荷物
（3）道路陥没の最大要因は土砂流出（1）
～時代の流れは小規模個別分散化です～
（4）早期に地域交流の協議会設置を目指そう
～関係人口のさらなる創出のため次の一手を～

3番 中 塚 礼次郎

- （1）子ども権利条例の制定について
（2）学校給食無償化について

2番 松 村 利 宏

- （1）人口減少によって対処を求められるサービス分野のDX活用について

4番 長 尾 和 則

- （1）地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について
（2）中川村ブランドの確立と魅力発信の強化について

9番 大 原 孝 芳

- （1）放置資産を考える

出席議員（10名）

- 1番 片桐 邦俊
- 2番 松村 利宏
- 3番 中塚 礼次郎
- 4番 長尾 和則
- 5番 桂川 雅信
- 6番 山崎 啓造
- 7番 島崎 敏一
- 8番 大島 歩
- 9番 大原 孝芳
- 10番 松澤 文昭

欠席議員（0名）

説明のために参加した者

村長	宮下 健彦	副村長	丹羽 克寿
教育長	片桐 俊男	総務課長	桃澤 清隆
地域政策課長	眞島 俊	住民税務課長 会計管理者	小林 郁子
保健福祉課長	水野 恭子	産業振興課長	松崎 俊貴
建設環境課長 リニア対策室長	宮崎 朋実	教育次長	上山 公丘

職務のために参加した者

議会事務局長 久保田 茂
書 記 宮下 なをゑ

令和7年12月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和7年12月5日 午前9時00分 開会

- 事務局長 御起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）御着席ください。（一同着席）
- 議長 おはようございます。（一同「おはようございます」）
御参集、御苦労さまです。
ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから令和7年12月中川村議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。
ここで村長の挨拶をお願いいたします。
- 村長 おはようございます。（一同「おはようございます」）
中川村議会12月定例会の開会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、それぞれ御多用の中、全員定刻に御参集くださり、ありがとうございます。
10月下旬から急激に気温が下がりまして市田柿の収穫が始まり、オレンジ色の柿のれんがハウスに垂れ下がるようになってからはや1か月が経過をしております。
季節は晩秋から初冬へと駆け足で移り、寒波の到来で両アルプスの高嶺は雪に覆われ、南駒ヶ岳、空木岳の峰や塩見、荒川、赤石の峰々は青い空にくっきりとした稜線を際立たせています。
今年も残すところ一月を切るところになりました。
前回――9月定例会以後の主立った村や国の行事、イベント、各種の大会等の取組について申し上げます。
10月5日は西小学校運動会、11日は東小学校・片桐保育園運動会、25日はみなかた保育園の運動会がありまして、副村長とそれぞれに別れて観覧をいたしました。いずれの催しも雨にたたられまして、東小・西小学校の運動会は種目と時間短縮での実施となったところでもあります。
保育園はサンアリーナに会場を移しての運動会でありましたが、一生懸命に駆け、途中で転ぶ子もいましたが、最後まで立派に努める姿がほほ笑ましく感じた次第であります。保護者の皆様も取り組む園児の姿に成長を感じられたのではないのでしょうか。
10月4日5日の2日間、美しい村中川村を巡るNFTツアーを開催いたしました。インターネットを通じて募集をしたところ8人の応募者があり、2日間の体験ツアーを行ったところでもあります。
果樹園で園主から説明の後、リンゴ狩り、ブドウ狩りを行い、夜はJA中川支所の軒下でござを敷いての焼き肉会を行いました。自己紹介とツアーの感想を出

し合い、八幡神社の奉納煙火をその場から鑑賞するというサプライズ企画がありまして、参加者は大いに喜んでおります。

翌日は八幡神社の獅子舞の奉納を見学し、米澤酒造で各種の地酒を楽しみ帰路につくという初の試みを行ったところです。

狙うところは村での実地体験を通してファンを増やす取組でありまして、今後、四季折々、地元の祭りや農作業体験など、いろいろな仕掛けを取り入れ、魅力的な商品を開発し提供する取組を進めてまいります。

10月24日25日の2日間、NPO法人日本で最も美しい村連合の発足20周年記念式典が東京で開催をされました。

北海道美瑛町、長野県大鹿村など、発起7町村の首長はじめ、現加盟の町村、地域の代表者に加えて、発足から現在まで連合を支えているカルビー株式会社などサポーター企業の関係者が一堂に会して発足当時を振り返り、未来に向けた連合の果たしていく役割を議論し、未来宣言を参加者全員で確認するという催しとなりました。

式典の後は手作りの料理で懇親会が開かれまして、食材、飲物を提供した町村の紹介が行われ、フレンドリーな親近感あふれる懇親会になりました。村は時期に合わせて咲かせたコスモスを提供し、テーブルに花を添えてまいりました。

翌25日は会場を移して第4回日本で最も美しい村まつりが開催され、加盟町村地域の出店があり、多くの観光客が訪れております。

同時に加盟町村の郷土芸能がステージ披露され、昨年を上回る非常に多くの観客がありました。山口県阿武町の復活を果たした福賀、これは岩見神楽であります。それから北海道江差町の正調江差追分、鹿児島県喜界町の奄美島唄など、珍しく、またコンクールの全国チャンピオン経験者の出演があり、かつてない人出で、大変盛り上がりました。

村は、今回出店は行いませんでしたが、翌26日にはふれあい協定を結んでおります名古屋市天白区区民まつりに、11月2日には奈良県大和郡山市片桐ふれあい祭に村観光協会が農産物等の出店販売を行っております。

11月1日2日は、中川西小・二子玉川小学校交流協議会の主催で、太平洋戦争末期に片桐国民学校、上片桐瑞応寺に疎開した児童、そしてその縁者、二子玉川小学校校長、二子玉川郷土史会関係者及び世田谷区副区長・教育長など、多くの関係者を村にお招きし、「学童疎開児童帰京80周年の集い」と題しまして記録映画上映会と中川人形保存会と西小人形クラブの共同で人形浄瑠璃3演目が上演されるという大きな催しとなりました。

記録映画は非常によく編集がされておりまして、疎開当時の村の在住者の思い出から、寄贈された人形がふるさと二子玉川に帰り上演いたしました「傾城阿波鳴門 巡礼歌の段」の公演と鑑賞した子どもたち、二子玉川の地域の皆さんの声などをつないだものでありまして、「中川村と二子玉川～人形がつなぐ平和と未来～」としてまとめられております。長野県地域発元気づくり支援金の採択を受け

作成され、記録として後世に残っていくものというふうに思っております。

11月7日から9日にかけては、社会体育館を会場に第50回村の文化祭文化展が、最終9日には文化センター大ホールで文化祭ステージ発表が行われ、見学、鑑賞をさせてもらいました。

ステージ発表では休憩を挟んで多彩な発表がありましたが、特別企画の消防団ラッパ吹奏選抜チーム、アフリカンドラムの演奏、陣馬太鼓連のリズムに乗っての日本舞踊、フラダンス、アフリカダンスという踊りのコラボレーションが行われました。

ごった煮の結果を思い描き、どうなるかと見ていましたが、不思議と調和の取れた統一感のある出し物となり、大いに楽しませてもらいました。村民の皆さんの持つ多様なエネルギーを感じたステージでありました。

村の文化祭に合わせまして、9日はサンアリーナでなかがわ商工祭が開催されました。朝からの雨で熱気球は上がらず、大変残念でしたが、体重移動で自由に走り回る電動スクーターが乗り放題でありまして、長蛇の列ができるなど、牧ヶ原一帯は当日非常に多くの人出がありました。

また、23日はチャオ及び中川資材店の一带を使って農業祭が開催をされておりまして、チャオの駐車場はキッチンカー9台が多彩な出店をするなど、大変にぎわいを見せております。

「栽培キノコをみんなで穫ろう！」の催しは親子の参加者が多くあり、昔、エノキタケを実家で栽培した懐かしさもあり参加し、栽培瓶からブナシメジを収穫し、参加賞として頂き、持ち帰ってまいりました。

10月から11月にかけて、村は、伝統文化の披露、農産物の収穫、販売など、それぞれ村民の皆さんが主役となり、あるいは村外から多くの人をお招きするなど、多彩な事業が展開される一方で、春先から数日前にかけて熊の出没が相次ぎ、生活圏に接するところまで頻繁に出てくるというかつてない事態が起きております。

昨年夏から上前沢の日向沢で親子熊が目撃されてから、上前沢、中通、中田島、南田島にかけて、また西小学校付近から小和田の山林境にかけて設置をしました養蜂箱が荒らされ、裏庭等に植えた栗、柿に加え、山林隣接のリンゴ園でも果実の食害が発生をしております。

全国的に里での出没が日常となっており、村は警戒を呼びかけ、猟友会の協力を得ておりを仕掛けるなど、対策を行っております。

11月1日に開催を計画いたしました大鹿村・中川村林道での第3回グラベルライダー自転車競技もやむなく中止をいたしました。

南陽地籍、桑原地籍の林道陣馬形線沿いでの出没目撃を受けまして地籍調査境界現地立会いを延期し、同地籍から広域林道陣馬形線付近の山林で猟期に合わせて猟友会による追い払いを展開していただいたところです。

村は、近々に職員による連絡会議を設け、現状の把握を行い、緊急時の対応などを確認していくとともに、熊対策のパッケージ事業を住民の皆さんを交えて来

年度に向けての取組として急いでまいりたいと思っております。

11月14日発表の一般財団法人長野経済研究所の最近の長野県経済の動向発表によりますと、まず10月の内閣府月例経済報告から全国景気は「米国の通商政策等による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している」とした上で、長野県内景気は「足踏みの状態にある」としております。

8月の生産動向についてであります、「生産は一進一退で推移している」、9月の個人消費は「乗用車新車販売台数は3カ月連続で前年を下回る」、同月住宅投資は「新設住宅着工戸数は5カ月連続で前年を下回る」、雇用情勢は「有効求人倍率は2カ月ぶりに前年を上回る」との発表を行いました。

上伊那では、10月の有効求人倍率は1.19倍で、9月を0.01ポイント上回るとしつつも、全国は1.18倍、長野県は1.25倍との比較をした上で、雇用情勢は、求人が求職を上回っているものの、求人が鈍化傾向にある弱い動きと言えると分析をしております。

11月17日公表の内閣府GDP速報によりますと、7月—9月期の国内総生産の特徴は、前期比0.4%減と6期ぶりのマイナス成長となったことを伝えております。経済の循環構造が崩れたところに物価高騰が直撃し、日本経済が停滞局面にあることが鮮明になったと言えます。

11月27日、積極財政を掲げる高市内閣は、臨時閣議を開き総合経済対策を打ち出しました。物価高騰対策として11.7兆円の補正予算を打ち出し、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金2兆円が追加計上されております。政府は年内予算成立を目指しています。

村といたしましては、村に対して配分される交付金の内容と総額の情報を早期につかむことに注力し、村民生活の防衛の観点を持って対応してまいります。

さて、本日の会議に提出をいたしますのは、中川観光開発株式会社の経営状況についての報告が1件、村議会議員及び中川村長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等、条例の一部改正案が7件及び一般会計補正予算、国民健康保健事業特別会計補正予算、水道事業会計並びに下水道事業会計補正予算の合計4件の補正予算案を提案いたします。

何とぞ、慎重な御審議の上、全議員の御同意を賜りますようお願い申し上げます。定例会開会の挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第127条の規定により、5番 桂川雅信議員及び6番 山崎啓造議員を指名します。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し協議しています。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長

(片桐 邦俊) それでは過日行いました議会運営委員会につきまして御報告いたします。

皆様のお手元に定例会の予定表が配付されておりますが、本定例会の会期を本日—12月5日から11日までの7日間とするものです。

次に日程ですが、本日は議案第1号から議案第7号の条例案件並びに議案第8号から議案第11号までの各会計補正予算、以上につきまして上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までをお願いします。

引き続き一般質問を行います。

8日は、午前9時から本会議をお願いし、一般質問を行います。

一般質問終了後、全員協議会を行います。

9日は委員会の日程としますので、その中で付託案件の委員会審査をお願いします。

10日は議案調査とします。

最終日の11日は、午後2時から本会議をお願いし、陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決をお願いし、意見書等の発議がありましたら上程、趣旨説明、質疑、討論、採決を行っていただく予定です。

以上が今定例会の会期及び日程ですが、円滑な議会運営ができますようここにお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。

○議長

お諮りします。

本定例会の会期は議会運営委員長の報告のとおり本日から11日までの7日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から11日までの7日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、監査委員から例月出納検査及び定期監査の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、御覧いただき、御了承願います。

次に、本定例会までに受理した請願、陳情については、議会会議規則第92条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

次に、本定例会に提出された議案は一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

次に村長から行政報告の申出がありました。

報告第1号について説明を求めます。

なお、報告第1号 中川村観光開発株式会社の経営状況については、後ほど時間を取り、細部についての説明を受ける予定ですので、御承知おきください。

報告第1号の説明を求めます。

○産業振興課長

報告第1号 中川観光開発株式会社の経営状況についてを御説明いたします。

本件は、地方自治法の規定に基づき、同社に係る第 55 期の営業報告及び決算並びに第 56 期の事業計画について報告するものです。

55 期は、物価、米の価格の高騰等、厳しい経済状況、また人手不足等を原因とする営業利益の減少により、大変厳しい結果となっております。

売上げ面では、宿泊 5,554 万 6,000 円、前年比 101%、宴会 2,446 万 7,000 円、同 103%、委託管理収入 2,623 万 2,000 円、同 107%と増加したものの、料理人の不足による繁忙期の食堂の営業時間短縮、不定期化が食堂の売上げを大きく減少させ、風呂、売店、食堂等は 3,024 万 8,000 円、同 88%となり、純売上高は 1 億 4,499 万 8,000 円、前年比で 96%、593 万 2,000 円の減で、最終損益 492 万 1,000 円の赤字、再び債務超過の状態となっております。

経費面では、陣馬形山キャンプ場の外注委託が終了、委託費が減少し、経費全体の額を押し下げたものの、電力料 124 万 9,000 円、前年比 111%、燃料費 78 万 6,000 円、同 107%、上下水道料は給油タンクのパルプの故障による漏水が影響しまして 124 万 9,000 円、同 125%と、光熱水費が経費の節減額を減少させた形となりました。

来期は、機器類の故障等には厳に注意し、さらに経費の削減に努めるとしております。

営業面では、夏の合宿の延べ人数が 1,040 人と前年に比べ 126 人の増と徐々に回復傾向にあり、今後、年間延べ 1,500 人の利用を目指すこととしております。

56 期は、売上げの向上を目指し、情報の共有化、業務の効率化、客室稼働率のアップ等の大きな取組の項目を掲げ、それに向け具体的な行動を明確にした上で、債務超過の早期解消を図るとしております。

また、抜本的な経営改善を図るため、経営分析をコンサルタントへ委託しまして策定された実行計画、こちらを基本に改善に取り組むとともに、昨年立ち上げた望岳荘運営方針等検討委員会において村内観光・宿泊の中核として施設の将来の在り方について村とともに協議、検討を進めることとしております。

物価が高騰する中、経費の節減に努め、一人でも多くの誘客ができるよう役員、職員一丸となって取り組んでいく方針が去る 9 月 24 日に開催されました株主総会で確認されております。

村としても、村内観光の中核としての機能をより発揮できますよう、引き続き各方面からの御支援をお願い申し上げ、この場での説明とし、詳細につきましては席を改めて説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議 長

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 4 議案第 1 号 中川村議会議員及び中川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長

それでは議案第 1 号 中川村議会議員及び中川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

例規集は第 1 巻 131 の 21 ページからになります。

提案理由は、公職選挙法の一部改正に伴い本案を提出するものです。

改正内容は、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担額の変更になります。

第 8 条では、選挙運動用ビラの作成の公費負担額、契約に基づき作成された 1 枚当たりの作成単価「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改めます。

第 11 条では、選挙運動用ポスター作製の公費負担額、契約に基づき作成された 1 枚当たりの印刷費単価「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に改めます。

施行期日は公布の日からとなります。

以上、よろしく議審議をお願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。したがって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第 5 議案第 2 号 中川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第 3 号 中川村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第 4 号 中川村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第 5 号 中川村第 1 号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上の 4 議案について議会会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

異議なしと認めます。したがって、日程第 5 議案第 2 号から日程第 8 議案

○総務課長

第5号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議案第2号 中川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

例規集は第1巻801ページからになります。

提案理由は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて一般職の職員の給与改定を行うため本案を提出するものです。

月例給については、民間給与との格差1万5,014円3.62%を解消するため給与表の改正を行い、高卒者初任給を1万2,300円引上げ、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に引き上げる改定になっています。

ボーナスについては、民間の支給状況に合わせて0.05月分引上げ、年間4.65月分の改定になっています。

村においても国家公務員の給与改定に準じて一般職の給与改定を行うものです。

改正内容ですが、裏面、第1条では、第24条の期末手当の支給率を一般職は100分の127.5へ、特定幹部職員は100分の107.5へ改定します。

続いて、第27条の勤勉手当の支給率を一般職は100分の107.5へ、特定幹部職員は100分の127.5へ改定し、期末手当と合わせて12月分の支給で年間4.65月分、0.05月分引上げになるように改めます。

再任用職員についても同様に期末手当と勤勉手当の支給率を改定し、12月の支給で年間2.425月分、0.025月分引上げになるように改めます。

加えて、別表第1の行政職給料表を表のとおり改めます。

最後の2ページ目の第2条を御覧ください。

第2条では、期末手当と勤勉手当の支給率を改定し、令和8年4月以降のボーナスの支給率を6月・12月分の支給で一般職は年間4.65月分、再任用職員は年間2.425月分となるように改めます。

施行期日は公布の日からになりますが、第2条の規定の支給率は令和8年4月1日から施行します。

第1条の別表第1の行政職給料表は令和7年4月1日から、ボーナスの支給率については令和7年12月1日から適用します。

続きまして議案第3号 中川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

例規集は第1巻703ページからになります。

提案理由は、一般職の職員の給与改定に準じて議員の期末手当を改正するため本案を提出するものです。

改正の内容ですが、裏面、第1条では期末手当の支給率を100分の177.5に改め、12月分の支給で年間3.50月分、0.05月分の引上げになるように改めます。

第2条では、令和8年4月以降の期末手当の支給率を100分の175に改め、6月・12月分の支給で年間3.50月分となるように改めます。

施行期日は公布の日からになりますが、第2条の規定の支給率は令和8年4月1日から施行します。

第1条の規定の支給率は令和7年12月のボーナスの支給に適用します。

続きまして議案第4号 中川村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

例規集は第1巻721ページからになります。

提案理由は、村の一般職の職員の給与改定に準じて村長、副村長、教育長の期末手当を改正するため本案を提出するものです。

改正の内容については、裏面、議員と同様に、第1条ではボーナスの支給率を12月分の支給で年間3.50月分、0.05月分の引上げになるように改めます。

第2条では、令和8年4月以降のボーナスの支給率を6月・12月分の支給で年間3.50月分となるように改めます。

施行期日は公布の日からとなりますが、第2条の規定の支給率は令和8年4月1日から施行します。

第1条の規定の支給率は令和7年12月のボーナスの支給に適用します。

続きまして議案第5号 中川村第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

例規集は第1巻1187ページからになります。

提案理由は、村の一般職の職員の給与改定に準じて期末手当を改定するため本案を提出するものです。

改正の内容ですが、裏面、第1条では、期末手当の支給率を100分の127.5に改め、12月分の支給で年間2.525月分、0.025月分の引上げになるように改めます。

第2条では、令和8年4月以降の期末手当の支給率を100分の126.25に改め、6月・12月分の支給で年間2.525月分となるように改めます。

施行期日は公布の日からとなりますが、第2条の規定の支給率は令和8年4月1日から施行します。

第1条の規定の支給率は令和7年12月のボーナスの支給に適用します。

なお、第1号会計年度任用職員の勤勉手当及び第2号会計年度任用職員の期末手当、勤勉手当については一般職の例に準ずることになっていますので、条例の改正はありません。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これから本4議案について一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に議案第2号について討論を行います。

○議 長 討論はありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり
 討論なしと認めます。
 これから議案第2号の採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。
 次に議案第3号について討論を行います。
 討論はありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり
 討論なしと認めます。
 これから議案第3号の採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。
 次に議案第4号について討論を行います。
 討論はありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり
 討論なしと認めます。
 これから議案第4号の採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。
 次に議案第5号について討論を行います。
 討論はありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり
 討論なしと認めます。
 これから議案第5号の採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。
 日程第9 議案第6号 中川村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 を議題とします。
 提案理由の説明を求めます。
 ○保健福祉課長 議案第6号 中川村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案説明いたします。
 例規集は1巻の735ページからです。

提案理由は、福祉事務調査員報酬を改定するため本案を提出するものです。
 裏面を御覧ください。
 村では福祉事務調査員を民生・児童委員へ委嘱しています。近年の燃油等物価高騰は委員の活動にも影響を及ぼしていることから、会長、月額1万1,200円を1万1,500円に、委員、月額8,400円を9,000円に改定するものです。
 施行は公布の日からとします。
 以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。
 これから質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり
 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 討論はありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり
 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。
 日程第10 議案第7号 中川村消防団員の定員及び任用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 を議題とします。
 提案理由の説明を求めます。
 ○総務課長 議案第7号 中川村消防団員の定員及び任用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。
 例規集は第2巻1681ページからとなります。
 提案理由は、中川村消防団員の報酬を引き上げるため本案を提出するものであります。
 改正の内容ですが、裏面、別表第1中、機能別隊員を一般団員と同様に活動ができるように運用見直しを行いまして、報酬の額を3万6,500円と定めるものであります。
 改正条例の施行は公布の日からとなります。
 以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。
 これから質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり

○議長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。
お諮りします。
日程第11 議案第8号 令和7年度中川村一般会計補正予算（第6号）
日程第12 議案第9号 令和7年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第13 議案第10号 令和7年度中川村水道事業会計補正予算（第2号）
日程第14 議案第11号 令和7年度中川村下水道事業会計補正予算（第2号）

以上の4議案について議会会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、日程第11 議案第8号から日程第14 議案第11号までを一括議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○副村長 議案第8号 令和7年度中川村一般会計補正予算（第6号）について御説明をいたします。
今回の補正予算は、主に社会体育館へのエアコン設置事業、また給与等の改定に伴う人件費等の補正でございます。
それでは議案書に沿って御説明をいたします。
第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,500万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億2,500万円とするもので、款項区分ごとの補正額及び補正後の予算額は1ページ以降に記載の第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。
4ページのほうをお願いいたします。
第2表 継続費補正ですが、社会体育館エアコン設置を本年度から2年かけて実施することとし、追加をいたします。
また、小和田地区基盤整備物件移転補償事業について1,620万円を増額し、年度間の額を変更いたします。
5ページをお願いいたします。
第3表 債務負担行為補正ですが、小和田地区基盤造成工事A工区を令和8年

度から令和10年度まで、限度額を2億2,000万円として追加するものでございます。
6ページをお願いいたします。
第4表 地方債補正であります。変更は表にあります6事業について起債額の増減額調整等により変更するものであります。
特に社会体育館のエアコン設置事業については、工事請負費等を増額し、限度額を1億2,490万円とするものです。
7ページからは事項別明細書になります。主なものについて御説明をさせていただきます。
歳入でありますけれども、9ページをお願いいたします。
1款 村税は、1項 村民税が個人住民税の当年度実績の進捗によりまして3,052万6,000円の増額を行うものでございます。
9ページの下の方をお願いいたします。
16款 国庫支出金、17款 県支出金については、障害者自立支援給付金に係る総合支援法分について、令和7年度分給付見込みによりまして3目 民生費国庫負担金を822万3,000円増額し、次のページになりますが、県支出金の3目 民生費県負担金を411万2,000円増額するものでございます。
そのページの一番下になりますが、19款 寄附金については、ふるさと応援寄附金の実績に応じまして1,000万円を増額するものでございます。
11ページをお願いいたします。
20款 繰入金については、J R東海協力金の減額補正による年度間の財源調整を行うための繰入れでございまして、金額については協力金の対象事業における充当残になり、1目 財政調整基金繰入金を8,300万円新規計上します。
また、予算調整上、一般財源が不足するため、一般財源で対応予定であった庁内情報システムの更新や道路維持管理費に対して12目 公共施設等整備基金繰入金を1億5,700万円新規計上して繰入れを行うものでございます。
22款 諸収入ですが、主なものはJ R東海協力金が1億8,000万円減額となるものでございます。
23款 村債は、第4表 地方債の補正の事業別の起債予算額の補正で、全体で1億390万円の増額になります。
続いて歳出について御説明いたします。
15ページをお願いいたします。
2款 総務費は全体で1億6,572万7,000円の増で、9目 交通対策費は小和田地区基盤整備事業移転補償費が補償対象者の移転進捗状況に伴い2,610万6,000円の増が主なものでございます。
25目 特定目的基金費は公共施設等整備基金への積立てですが、1億1,943万6,000円の増をお願いするもので、これについては今回の補正で一般財源の調整により予備費を大きく減額する必要があり、その中で予備費の大半を占めており

ます前年度繰越金については、地方財政法上、その2分の1の金額を基金に積立て、または繰上償還に充てるものとなっているため、今回、積立金額を確保するため増額補正を行うものです。

なお、通常は基金運用益が確定する3月補正の際に増額をお願いしていたものになります。

17ページからお願いします。

3款 民生費は全体で2,503万6,000円の増です。自立支援給付金が本年度使用見込みにより1,700万円の増が主なものございます。

次に、20ページからの4款 衛生費は全体で1,286万9,000円の増で、水道事業への支出金1,000万円の増が主なものですが、これは一般会計が負担すべき消火栓工事に係る建設改良分として水道事業会計に支出するものでございます。

次に25ページをお願いいたします。

8款 土木費は全体で2,502万7,000円の増ですが、主なものは、そのページの一番下の2目 道路維持費で村道維持工事費2,605万円の増です。これは地区要望に伴う道路維持改修工事分の増となります。

また、原材料費の舗装鋼材が210万円の増になります。こちらも地区要望などによる道路舗装のオーバーレイの増によるものでございます。

また、その下、3目 道路新設改良費については、大草中央線の用地測量に関し地権者協議等に相当な期間を要することから、今回、道路測量設計・用地測量業務が1,000万円の減となります。

次に27ページのほうをお願いいたします。

10款 教育費は全体で1億2,760万3,000円の増ですが、31ページのほうの3目 体育施設費におきまして社会体育館エアコン設置工事設計監理業務に100万円、社会体育館エアコン設置工事に1億1,880万円を新規でお願いするものでございます。

14款 予備費は、全体の調整の結果、1億4,119万3,000円を減額するものでございます。

また、歳出につきましては、冒頭で申し上げました職員、常勤特別職及び議会議員の給与、手当等の改定に伴う人件費の補正を含んでおります。

給与改定の内容につきましては条例改正の議案提案で説明したとおりで、改定に伴います追加補正額は全体で2,415万2,000円の増となります。

32ページ以降には給与費、補正関係資料を添付してありますので、御確認をお願いいたします。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第9号 令和7年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）をお願いいたします。

今回の補正では、予算総額の増減はなく、事業間での予算額の調整を行うものです。

最初に歳入ですが、5ページを御覧ください。

国保税ですが、予算額の調整のために2,000円減額します。

国庫補助金は、確定が見込まれる額として社会保障・税番号制度システム制度補助金に2,000円を増額します。

続いて歳出ですが、6ページを御覧ください。

葬祭費ですが、当初の見込みより件数が増え不足するため9万円増額します。

諸支出金は、療養給付費交付金償還金で、納付金の清算金として135万3,000円を増額し、返還します。

予備費で調整し、予算全体では増減なしとしました。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○建設環境課長

議案第10号及び第11号について提案説明をいたします。

まず議案第10号 令和7年度中川村水道事業会計補正予算（第2号）について提案説明をいたします。

今回の補正は、沢入浄水場における浄水実証実験費の増額による収益的収入及び支出の補正、基幹管路改良事業として令和8年度事業の前倒しによる資本的収入及び支出の増額を行うものであります。

第2条、収益的収入及び支出について、営業外収益を728万5,000円増額し、収入総額を1億4,498万5,000円とします。

また、営業費用を733万6,000円、営業外費用を33万円増額し、支出総額を1億3,944万1,000円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出では、資本的収入を1億1,171万2,000円増額し、収入総額を2億6,055万3,000円とし、資本的支出の建設改良費を1億817万8,000円増額、支出総額を3億1,742万円とするものです。

第4条では起債の限度額を改めます。

15ページからの補正予算実施計画明細書を御覧ください。

収益的収入及び支出については、16ページ、営業費用の原水及び浄水費並びに配水及び給水費の沢入浄水場実証実験管理委託及び検査負担金については、15ページの収入負担金537万2,000円を充当します。

また、総係費については職員の人事院勧告に基づく補正を行います。

17・18ページの資本的収入及び支出については、18ページの建設改良費構築物として、横前、針ヶ平における基幹管路改良工事について、当初、令和8年度事業で予定しておりましたが、補助事業の確実採択のため、県からの指導により前倒し実施することとするため7,500万円の増額を行います。あわせて、単独分の配水管布設替えとして2,000万円増額します。

その他、補正予算に関する説明書を添付してございますので、それぞれお目通しをいただきまして、提案説明とさせていただきます。

続いて議案第11号 令和7年度中川村下水道事業会計補正予算（第2号）について提案説明をいたします。

○保健福祉課長

今回の補正は、処理場機器修繕費の増額による収益的支出の増額及び小和田下水道工事費の減額による補正等を行うものであります。

第2条、収益的支出については、営業費用を248万1,000円増額し、総額を2億6,956万8,000円とするものです。

第3条では、資本的収入を2,020万円減額し、総額を1億9,250万円に、資本的支出では、建設改良費を2,000万円減額し、企業債償還金を231万9,000円増額し、総額を2億9,698万3,000円とします。

第4条では起債の限度額をそれぞれ補正いたします。

14ページの予算実施計画明細書を御覧ください。

営業費用の処理場費212万3,000円は片桐浄化センター給水ユニット修繕による増額、同じく総係費の35万8,000円は人事院勧告による人件費の増額によるものです。

16ページからの資本的収入及び支出について、16ページの建設改良費2,000万円の減額は小和田圃場整備事業に関する事業費の減、企業債償還金の231万9,000円は起債元利償還金の増額によるものであります。

これにより、15ページの企業債は下水道企業債1,010万円、過疎債1,010万円をそれぞれ減額いたします。

以上、補正予算に関する説明書を添付してございますので、それぞれお目通しをいただきまして、提案説明とさせていただきます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長

説明を終わりました。

これから本4議案について一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

○7番

(島崎 敏一) 議案第8号の令和7年度中川村一般会計補正予算について質問があります。

予算書の31ページの体育施設管理事業、社会体育館のエアコン設置工事についてです。

全協の説明でもあったとおり、プロパンガス方式のエアコンの設置を予算立てているそうですが、中川村では、2050ゼロカーボン宣言とか、中川村脱炭素実行計画区域政策編・事務事業編など、脱炭素に関わる様々立てているんですが、今回のプロパンガスという化石燃料を熱源とするエアコンの選択についてどう考えていますでしょうか。

○教育次長

それでは私のほうからお答えさせていただきます。

ゼロカーボンを目指して宣言しておるということは承知をしているところです。

それで、社会体育館の空調の設置につきましては、議員も御承知のとおり、昨今の猛暑ですとか、そういったところもありまして、利用者のほうもかなり、下手をすると、指数がオーバーすると使わないというような状況も出てきておるところです。

それと関連しまして、社会体育館のほうは避難施設にもなっております。そういったことも含めまして空調の設置を検討してきたところでもあります。

それで、電気のエアコン、それとガスエアコンということで比較等もしてきておりまして、電気で設計をしていくと、今のところからいくと、キュービクルの変更、更新も必要になってくるところで、予算的にも大きくなるというところと、今の需要と供給の状況から、設置するにも1年以上かかってしまうというところもありまして、来年の夏には間に合わないという面も一つあるところなんです。

それと併せて、ガスのほうの設置をすると6か月程度で設置は可能というところもあります。

それと、ランニングコスト等も比較しまして、あとは災害時の大規模な停電等に対応して、ガスでリスク分散をするという面も含めて、総合的に判断してガスとなったところでもあります。

それで、ゼロカーボンに向けてというところもあります。こちらについて、具体的に、じゃ社会体育施設、文化施設も含めて、一帯にどういうふうにソーラーパネルを設置して、蓄電池を設置してということが今のところまだ具体化されておらないということもあります。

ガスで現在は設置しますけれども、将来的には電気のほうに切り替えることも容易にできますので、そういった計画ができて、整備が進んでいく中では、電気、発電したものを蓄電して使えるような方法が一番避難所としてはいいかなとは思いますが、そういったほうに切り替えていくということは考えておりますので、お願いしたいと思っております。

○議長

長 よろしいですか。

○7番

(島崎 敏一) はい。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

○議長

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

次に議案第8号について討論を行います。

討論はありませんか。

○7番

(島崎 敏一) 私は補正予算に反対の立場で討論します。

社会体育館のエアコン設置、ガスエアコンを採用することに対して私は反対の立場です。

脱炭素社会に向けた庁内横断型の脱炭素施策に関連した会議体など、これらの施策に対して熟議を経た合意形成の上でプロパンガスのエアコンが選択されたのか、ちょっと疑問を感じています。

なので、そのような熟議ができる会議体ですとか、脱炭素施策に関わる仕組みづくりが必要であると考えます。その根拠を今から説明します。

村では、2050ゼロカーボン宣言をして、中川村脱炭素実行計画区域政策編・事

務事業編を立てました。

また、今年8月には地球温暖化対策推進協議会の中に事業体設立委員会というものがあまして、そこから同会の委員長の村長宛てに提言書を提出しました。

提言書、全部は読みませんが、抜粋しますと、事業体設立に向けて浮かんできたのは、脱炭素に向けた取組が村民や役場職員に浸透し理解されているとはいえない現実と、事業を進めていく上での制度的、財政的なハードルの高さとの否定的な要素でした。

中略しますが、記書きの中でも、役場内においてもカーボンニュートラルに向けた取組や組織づくりを一層強化することと記書きして村長宛てに提言書として提出しました。

今回のエアコンで選択されているガスタービン式エアコンは、初期投資の安さ、ランニングコストの安さ、いわゆるイニシャルコストですとかランニングコストの安さ、また非常時には設置されているバルクタンクからの燃料供給で災害時の稼働の可能性が高いということ、また、さっき次長がおっしゃっていましたが、電気式エアコンに今後変換可能など、利点もあることは大いに理解できます。

単純にガスがいいか電気がいいかという話だけではなくて、村としてどのような脱炭素施策を行っていきたいのかですとか、村内の再生可能エネルギーのポテンシャルをどれくらい見積もっているのかですとか、ランニングコストを検討したときに単純にエアコン設置だけではなくて断熱の検討などもしたのかですとか、オンサイトPPA方式の導入や蓄電設備などの検討、また初期投資が増大するのであれば拙速に来年度導入するのではなくて中長期的な導入を検討しなかったのかですとか、これらのことを庁内横断的に、建設環境課ですとか教育委員会、また合宿で利用するのであれば産業振興課、村民の福祉に関わることであれば保健福祉課ですとか、横断的に熟議を行えるような会議体を経て、こういった脱炭素施策に関しては検討するべきではないかと考えます。

繰り返しになりますが、ガス式、電気式、どちらがいいという単純な話ではなくて、検討の過程がいまいちはっきりしていないと考えます。

酷暑は年々厳しくなり、災害はいつ来るか分からず、早い導入に越したことはありませんが、今の拙速な状況、この判断の状況に対して私は反対です。

以上です。

○議 長 島崎議員、今、第8号の補正予算について反対ということだよ。そういうことだよ。

○7 番 (島崎 敏一) 第8号……

○議 長 全部の補正予算ってということじゃないよね。

○7 番 (島崎 敏一) はい。一般会計補正予算です。

○議 長 ほかに討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから議案第8号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 賛成多数です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に議案第9号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから議案第9号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に議案第10号について討論を行います。

討論はありませんか。

○5 番 (桂川 雅信) 私は水道事業会計補正予算(第2号)に賛成して意見を申し述べます。

今回の補正予算の中に沢入浄水場実証実験に関する費用が含まれています。

この実証実験は当初から小規模水道における緩速ろ過システムの実現を目指してきましたが、このシステムの実証試験をするため、本年1月に国土交通省の上下水道一体革新的技術実証事業として実規模レベルの施設を用いた実規模実証及び実処理場等において普及可能性等を調査する公募に応募し、6月20日に小規模水道におけるハイブリッド小型緩速ろ過システムの実証事業として採択されたものです。

この緩速ろ過システムが従来の緩速ろ過と異なる最大の特徴は、これまで緩速ろ過の弱点であった高濁度水の処理を上向流粗ろ過を前処理に導入したことで解決した点にありまして、このシステムは今までの薬品の処理に頼っていた急速ろ過浄水場でも今後有効な処理技術になるものであります。

薬品を使用せず、簡易な施設で、かつ維持管理の手間がほとんどかからない、しかも管理をする際には地元の力で解決ができるという、まさに農村地域に最適のシステムになるはずですよ。

東南アジア、南アジアの途上国では、これまで長く一般に普及してきた信州大学初の技術がやっと日本の国内で正式に利用される道を開くことになりました。国の分散型システムに道を開くことになったことは時代の流れにほかなりません。

国がこのシステムの実証実験を採択した考え方、つまり小規模個別分散型の上下水道システムへの移行を村の行財政改革の視点からも重視していただくことを訴えて、私の賛成討論といたします。

○議 長 ほかに討論はありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり
 討論なしと認めます。
 これから議案第 10 号の採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議 長 [賛成者挙手]
 全員賛成です。したがって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。
 次に議案第 11 号について討論を行います。
 討論はありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり
 討論なしと認めます。
 これから議案第 11 号の採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議 長 [賛成者挙手]
 全員賛成です。したがって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。
 ここで暫時休憩とします。再開は午前 10 時 35 分とします。

○議 長 [午前 10 時 20 分 休憩]
 [午前 10 時 35 分 再開]
 会議を再開します。
 日程第 15 一般質問を行います。
 通告順に発言を許します。

○5 番 5 番 桂川雅信議員。
 (桂川 雅信) 今期議会の一般質問は 12 月定例会を含めて残り 3 回となりました。残りの回数で村民の皆さんの期待する質問を全てこなせるのか、いささか心配なのですが、本日 70 歳代最期の誕生日を迎えましたので(笑声)今期残りの 8 か月余りを悔いなく過ごして、質問し残さないように(笑声)頑張りたいと思います。

さて、最初の質問です。「信大との連携をさらに充実させよう」というテーマです。

本年 3 月 21 日に中川村と信大学農学部は、安心して暮らせる活力ある地域づくりと学術研究機能の向上、人材育成の実現を目的として連携、協力に関する協定を締結しました。

この協定では、地域産業の振興、地域資源の活用、安全・安心な地域づくり、人材育成及び生涯学習、教育及び学術研究や環境保全に関することなど、全 7 項目を連携事項としています。

村の広報では「今後は、目的の実現に向け、連携、協力のもと相互の交流を促進し、村の地域資源や学術研究の成果を活用した取り組みの推進を図ります。」とありました。

そこで、この協定締結後の活用について質問です。

1、村内ではこの協定に基づいて既にプロジェクトが一つ動いておりますが、その後、この協定に基づいて農学部への連携を申し入れた事業がありますか、伺います。

○産業振興課長 ただいまの御質問ですが、まず、研究題目としまして「ヘーゼルナッツ農園における黒トリュフ菌根苗の定着について」ということで、この協定に基づいて研究を依頼しております。研究期間が令和 7 年 7 月から令和 8 年 3 月までという申入れで研究実施しているところでありますけれども、それ以来、この協定に基づく申入れの実績はございません。

○5 番 (桂川 雅信) 今おっしゃったヘーゼルナッツと黒トリュフの同時栽培は、もうかれこれ五、六年前から大学との協力関係で進んできた事業で、どちらかという連携協定を始めるきっかけになった事業です。

村の中では若い皆さんがこの仕事を少し進めていただいている、恐らくトリュフの栽培そのものは数年のうちに結果が出ると思います。

ただ、その後、農学部と連携がされていないということですので、ちょっと私から見ると宝の持ち腐れというふうに感じております。

それでは次の質問です。

村内には現在でも新たな技術開発、商品開発が求められているテーマはかなりあると私は見ております。少なくとも私が協定締結時に提案したテーマは 6 項目ありましたけれども、これらについて行政としては連携のための何らかの行動を取る可能性があるのか、伺います。

また、大学との連携に対して行政が自発的に動くことがないのであれば、村民から要望を聞き取る、あるいは申出を受けるための仕組みを検討してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○産業振興課長 信州大学農学部との連携、協力に関する協定締結以来、議員提案のテーマも含め、研究を進めているものは、全質問でお答えしましたとおり 1 件のみとなります。

協定に基づき研究していくテーマにつきましては、その内容と必要性を検討、吟味し、十分な協議の上で依頼すべきと認識しておりますが、提案いただいているテーマを含め、現在、協議についてなされているかといいますと、なされていないのが実情であります。

行政運営において必要が生じれば自発的に相手方へ相談し、研究項目として両者が合意すれば研究の申入れをすることとなります。

村民からの要望を聞き取り研究につなげていくという提案につきましては、継続的な仕組みとして今後対応していけるかどうかということ等を含めまして、今後、協定の活用を図るため、その一つの方法として研究できればというふうを考えております。

○5 番 (桂川 雅信) ちょっと今の御回答が大変曖昧なんです、最終的に村民の皆さんから要望があるのかどうか、あるいは、あるとすればどういった形のどう

○産業振興課長 いった内容のものがあるのかということ、申出を受ける仕組みはつくると考えていいですか。

この協定につきましては、広報等でこの協定を結んだと村民の皆さんに周知しているところであります。では、この協定に基づいた研究等について、そういったものをこの協定を利用して村民の皆さんに何かあればというようなものについては、今現在、そういった対応については考えておりませんが、活用する面で検討していく上では、そういった方法も皆さんに周知して、意見出しとか、そういったものを出していただくという仕組みを検討するのも必要かなというふうには考えております。

○5 番 (桂川 雅信) 仕組みは検討するというふうにお答えになったと私は理解します。

3番目に移ります。

現状での村内の事業者が期待する技術開発や要望が必ずしも農学部で完結しない場合もあります。

先ほどちょっと申し上げましたが、この協定の中身のところには人材育成、生涯学習、教育及び学術研究や環境保全に関することなど全7項目が連携項目となっていますが、この項目、例えばいろいろな項目が出てきますけれども、それが農学部だけでは完結できないのではないかとと思われることが幾つも今も出てまいっております。

その場合は、工学部や繊維学部、理学部、教育学部など、全学との連携も視野に入れる必要があると思えますけれど、村長の考えを伺います。

○村 長 村内には、農業者、林業者のみでなく、商工業、建設業者等も村内に拠点を置いてそれぞれのなりわいを営み、より合理的で効果的な作業ですとか実務の遂行、技術・商品開発を望んでいる方はいるであろうというふうに思います。

また、種別は問わず、困り事を抱える村民もいるはずだと思っております。

こういった方々が、多種多様な研究により、さらに事業の発展になることもあるかとは思います。そういった点から、連携による研究が一つのよりどころとなるように、他学部との連携は、協定に入っておりますとおあり、考えられるということでございます。

○5 番 (桂川 雅信) 今の御回答は、連携協定は農学部だけだけれども、他の学部とも連携する可能性は今後もあるというふうに理解してよろしいですか。

○村 長 はい。その可能性はあるというふうにお答えしていいかと思います。

○5 番 (桂川 雅信) 先日――11月30日に行われました環境係が主催している脱炭素、再生可能エネルギーの講演会がありましたけれども、あ那时的講演いただいた高須先生はペロブスカイト型太陽電池の内容で講演いただいたんですが、あの先生は、電気化学、触媒化学の専門の方です。それで、前の所属は繊維学部です。

それで、以前、私がこの場で連携の話をした際に申し上げた、善光寺のところ

で、何でしたっけ、7年に1回やる、あれ、ありますね。(「御開帳」と呼ぶ者あり) あ、御開帳。御開帳のときに本殿からずっと回向柱がこういうところに立っていて、そこに触ると無病息災っていう話がありましたけど、その柱に光触媒を使って殺菌ができるような効果を持つ薬剤を、実は信州大学の先生が開発したんですが、その先生も信州大学工学部の先生です、触媒化学の先生ですけど。

意外と身近なところで活用できる技術が、信州大学の理工関係の先生の中にもたくさん、実はシーズを持っていらっしゃいます。

ただ、残念ながら、学者から見ると、それを現場で活用する場所がない。それで、地域から見ると、これを何とかしてほしいと思っているものは実はいっぱいある。それを結びつけるのは、多分、本来、行政の仕事であると思っております。行政はひっつけばいいだけですから、きちんと要望を――種のもとになるもの、その部分をどうやって拾い上げるかというところが一番大きなテーマではないかなというふうに思います。

4番目の質問にもちょっと入っておりますが、大学との連携協定を締結した後、に現実に困っている現場の側の動きがなければ大学側が動き出すことはありません。行政側の仕組みづくりは決定的に重要なのです。

技術開発や商品開発に関する事業者のお困り事、あるいは、ここはこうすればもうちょっといいのについていった要望ですとかアイデアの段階から聞き取る作業が必要だというふうに私は思います。

それで、これができれば恐らく連携もうまくいきますし、大学の研究室の側も中川村はもっと何かいろんなものをいっぱい持っていそうだとということになりますから、大学側の目が村に向くということもあります。つまり、村民の皆さんから出てくる要望そのものが研究者から見るとよだれが出るほど欲しいというのが実は本当のところなんです。

今、大学は学問研究の中だけにとらわれていないで地域へ出ていこうという意欲が大変強くなっています。信州大学は特にそういう意向を持っている大学だと思いますので、ぜひその辺の村長の考え方を伺いたいと思います。

○村 長 誰が――誰がというか、村民の持っているここはこうならないかというふうなことをつなぐ役割、これは私どもにあると思っておりますけれども、例えば製造業における技術開発ですとか製品改良に関しましては、相談する先に長野県工業技術総合センターっていうのがあります。それで、ここには専門知識を有する職員がおりまして、企業からの相談に応じております。当然、大学へのつなぎの役割も果たしていただいております。

さらに、センターでは、難しい相談などは公益財団法人長野県産業振興機構が対応できるというふうなことでございます。この組織には企業OB十数人が名を連ねておりますし、最終的には大学の教授クラスの専門家もいますので、県の関連組織、機構の活用が第一だろうというふうに考えております。

それから、先ほど紹介いただきました、結果的には、相談によっては、物理学

といますか、理学系ですとか、繊維学部のようなこれを実際に実用化していく学部、こういったものの紹介につながるということが考えられます。

それで、一応、住民の皆さんからの相談窓口は産業振興課の農政係、商工観光係が承りおつなぎするということが解決につながる近道だろうというふうに考えておりますので、現在の中では、そういった段階でいろんな皆さんのアイデアの段階から聞き取るということをする作業といますか、そういう部署といますか、そういう仕組みについては、特にこれを先につくって聞くということは考えていないということでございます。

○5 番 (桂川 雅信) 特に申し上げたいのは、村の中で若い事業者の皆さん、年配の方はこのまま過ごせば何とかいいやっという方が多いと思いますが、若い方は、これから自分たちで村をしょっていきといますか、自分の生活を成り立たせて収益を上げていくということが当然課題となっております、それで、若い皆さんは、もうちょっとここをこうすればもうちょっと収益が上がるのになんていうことを考えている方は結構たくさんいらっしゃると思います。

それぞれで努力してやったださっている方もいらっしゃいますが、一度、何かそういうアイデアを持ち寄るような会があっても私はよいのかなと思います。アイデアを持ち寄る会みたいなもの、あるいは、アイデアはないんだけど何とかしたいと思っていることを持ち寄る会、何かそういうものができるのであれば私は次へ進んでいくというふうに思います。

先ほどおっしゃった工技院——工技院じゃないや、工技術センターですね。農試も同じで、農業試験場も工業技術センターも同じようにそういう要望を承る組織を持っておりますので、大学と一緒に、そういう技術開発や商品開発に向けて進めていっていただきたいと思います。

取りあえずその窓口を何らかの形でつくっていただきたいと思います。

次に進みます。

2番目は「リニアに依存しない村づくりを」の3番目です。このテーマは3回目になりました。今回の副題になっているのは「JR東海はリニアがお荷物」と書きました。市長が聞けば、えっと思うかもしれませんが、なぜそうなのかっていう御説明をしていきたいと思います。

本年9月議会で私はリニアの開業時期についてJR東海は20年後になっても困らないはずだと述べました。その際にJR東海が株主に説明している資料を示して、工期が延びた期間分、東海道新幹線等から得られるキャッシュフローが蓄積されることになり、必要となる資金調達の額が減少することから、結果として財務上の負担は軽減される方向に働くと説明していると述べました。

このことがさらに明確になったのは、本年10月29日の記者会見でJR東海がリニアの総工事費が従来の見込みから約4兆円増え11兆円の見通しになったと発表した際に次のように報道された点です。

これは、開業時期を2035年と仮定して試算したが、開業時期の見通しを示した

ものではなく、現時点で見通すことができない——これは開業時期のことをいつているんですが、とした一方で、工事資金については2026年度以降の東海道新幹線、在来線の運輸収入が2025年度並みで推移した場合を想定していると、営業で得られる資金のほかに社債や借入れで約2兆4,000億円を賄えば健全経営と安定配当を堅持できると強調しました。ただ、健全経営を堅持できないと想定される場合は工事のペースを調整するとした。

つまり、JR東海はほとんどの収入を東海道新幹線が担っているため、そこからの収入が減少した場合はさらに工事が遅れることもあり得ると述べているのです。

もともと2035年開業などあり得ないことはJR東海自身が分かっていることなのに、あえて仮定として2035年開業を持ち出したのは地域への宣伝と工事資金を厳しめに算出するカムフラージュに過ぎません。

JR東海がなぜここまでしてリニア中央新幹線の自社施工にこだわっているのか。それは、JR東海名誉会長の葛西氏が、かつて中央新幹線が国の手で建設され、JR東海以外の経営主体が経営することになれば、東海道新幹線の輸送量の50%が中央新幹線に移転し、JR東海の経営基盤は根底から覆されてしまうとその著書に書いてきたことに明確に表れています。

これは1977年に実験が開始された宮崎県のリニア実験線を1996年に廃止させて、わざわざ山梨県にJR東海が建設したと符合しております。つまり、JR東海は東海道新幹線の収益を確保し続けることを唯一の理由にリニアの自社施工にこだわったのであって、沿線自治体の活性化に寄与することなど当初から意図していないのです。

つまり、今回の工事資金が11兆円に増大したことを踏まえると、JR東海はリニアを急いで完成させる必要などないと考えているのは明らかで、口では早期開業を目指すとリップサービスを繰り返していますが、開業時期など明言する必要も感じておらず、地元の手前、表と裏を使い分けているに過ぎません。

長年リニア誘致に携わってきた飯田商工会議所会頭の前原氏は、昨年12月の記者会見で長野県駅の周辺のまちづくりを一旦白紙に戻し何ができるか考えるべきだと語り、「私は、開業する頃、少なくともリニアの旗は振っていない、同じ年代の人たちであればもういいよというのが正直なところではないか」とも述べていました。

その原会頭は、最近の新聞報道では飯田一名古屋間の早期開業を訴えていますが、恐らくこれもJR東海が受け入れるはずもなく、幻想のままで過ぎていってしまうことでしょう。この幻想の中に行政までも巻き込まれていることに不安を感じるのは私だけではないでしょう。

そこで村長に伺います。

最近ではリニア長野県駅から伊那地域を北上する道路建設を推進する期成同盟までできていますが、一体この道路建設の根拠となっているのは何なんでしょう

か。

一般に道路を新設する場合は、交通量予測があつて、それを基に道路構造が決められますが、そもそもリニアの長野県駅からの乗降客さえも曖昧なままで道路建設を主張すること自体が不可解です。

仮にリニアが開業して長野県駅から多数の乗降客が伊那地域へ北上するとした場合、座光寺インターから中央道利用ではなぜまずいのか。それだけ多数の乗降客がいるのなら、JR東海はなぜ自社の管理する飯田線に誘客することを主張しないのか。伊那地域は数年前まで飯田線の利用促進を訴えていたのですから、乗降客が増えるならば飯田線の利活用を強く訴えるべきではないのか。

高度成長期に築造したインフラの更新、補修が今後の財政を圧迫することは目に見えているときに、新たに高規格道路を建設することは、さらに地域住民への負担を増加させることにならないのか。

高規格道路の建設が地域経済の起爆剤になっているかのような思い込みだけで道路建設を検討することは無謀で無駄なことではないのか。

村の事業ではありませんが、期成同盟にも村が参加しておりますので、村長の見解を伺います。

○村長 まず、国道153号伊那バレー・リニア北バイパス改良促進期成同盟会について改めて説明をいたします。

御存じのとおりかと思いますが、この同盟会は国道153号の高森町下市田から飯島町本郷までの改良、整備促進を図ることを目的に、高森町、松川町、飯島町、そして本村を会員として令和元年7月に発足したものでございます。

国道153号は伊那谷を貫いております骨格幹線道路であります。南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害時における緊急輸送道路ですとか、中央自動車道の代替機能を有しております。

また、将来的にリニア中央新幹線長野県駅及び三遠南信自動車道に接続することで、首都圏、中京圏など、都市圏との往来が円滑になるということで、十分伊那谷発展が期待できるということでございます。

それで、周辺を見ますと、飯田市においては飯田北改良と飯田南バイパス、伊那市、駒ヶ根市を中心といたしました上伊那地域においては伊那バイパスと伊駒アルプスロードの整備が進んでおります。

一方で、対象区間であります高森町下市田から飯島町本郷間の約18キロメートルにおきましては、坂戸、鶴部、山吹の急カーブですとか、急勾配区間が多く存在し、冬季の積雪、路面凍結に起因する交通渋滞、事故が多数発生し、日常生活にも支障を来しております。

あわせて、朝夕の通勤時には、下伊那区間を中心に慢性的な交通渋滞も引き起こしているということで、緊急予想道路としての安全性、信頼性という点でも多くの問題を抱えているということでございます。

それで、本路線を効果については幾つかあるかと思いますが、今申し上げた

とおり、渋滞緩和ですとか旅行速度の改善により、最終的にリニア長野県駅ができ、開通した場合の整備効果が広く波及できるということ、災害時の迅速な救護活動ですとか、企業誘致、観光振興等の多面的な整備効果が考えられる、それからリニア整備効果の県内への早期波及ということがあります。

同盟会の要望事項は、一般国道153号線全線の道路法に基づく指定区間の編入ですとか、早期事業化に向けた計画検討への着手という各方面への要望活動を行っておるところでございます。

本年8月27日には同盟会の令和7年度総会が高森町において開催されました。その中での議論として、延長18キロメートルは一般的な期成同盟会の担う延長としては非常に長い、一気に整備が進むとは考えにくいということで、要望区間を絞って課題解決を図っていくことも必要ではないかという話も出ております。

村内の課題区間である坂戸につきましては、本年度、伊那建設事務所においてバイパス化も含めた検討の材料とするため路線周辺の調査を行うこととなりました。

毎年、坂戸におきましては、御承知のとおり、凍結、積雪による交通障害が発生しているということから、早期の改良を同盟会として改めて要望してまいりたいというふうに考えております。

それから、飯田線の利活用といいますかに関してでありますけれども、御承知のとおりですが、村は飯田、下伊那、上伊那地域の市町村から構成されておりますJR飯田線活性化期成同盟会に参加して、利用促進ですとか、輸送強化、利便性向上など、リニア中央新幹線開業を、遠くはなりますけれども、将来を見据えた伊那谷の振興に役立てるために地域が一丸となって活性化を図ることを目的に取り組んでおります。

議員のおっしゃるとおり、飯田線で、例えば、昔は複線化を要望したこともありましたが、この地形では現実的に無理だということもありまして、なかなかこの要望は受け入れてもらえないことが実情でございます。

ただ、これは重要な路線でありますし、特に中川村にとっては、村内巡回バスの接続される飯田線の各駅、それから高校生を中心とした通学のための重要な結節点になるわけでありまして、特に端のほうにあります村内唯一の駅であるJR伊那田島駅であります。これは地域住民が周辺美化に引き続き取り組んでいただいておりますのでございまして、こういった意味からも、飯田線の活性化にも陰ながらというか、寄与していきたい、こんなふうに考えておるところでございます。

○5番 (桂川 雅信) 村長のおっしゃった国道153号線の改良事業は、リニアとは関係なく、以前から周辺市町村の要望として上がっていたものでありまして、特に危険箇所はすぐにでも手をつけるべきだと私も考えています。

中川村で言えば、おっしゃっていた坂戸橋の周辺はそのものであります。

それとリニアを連動させてしまうと、かえって改良事業そのものを後景に押し

やってしまうことになるのではないかっていうのを大変私は危惧しております。

どんなに速く計算してもリニアの開業は10年15年以上先の話です。もしかすると途中で頓挫する可能性も否定できない状況でありますから、リニアの開業を見越して公共投資を行うというようなことはリスクが大き過ぎるということを私は申し上げたいであります。

余談ですけど、期成同盟の名前に伊那バレーっていう名前がついていますが、私はそれにも非常に違和感を持っておりまして、伊那バレーっていう名前はとある方が一番初めに提唱した呼称なんですけど、伊那バレーっていうのは、多分、伊那谷をそのままじって英語にしたんだと思いますが、伊那バレーのバレーっていうのは谷なんですけど、谷の中でも溪谷のようなところをバレーと呼んでいますけれども、もともとはシリコンバレーを模して恐らく伊那バレーとその人は得意げにしゃべっていたんだと思いますが、伊那谷というのはもともと通称でありまして、慣習的に私たちがこの地形で呼んでいる呼び名であって、正式名称は伊那盆地であります。

伊那盆地を伊那谷と私たちが呼んでいることについては、別にそのことに目くじら立てる必要は全くないのですが、行政機関の皆さんが、それを何か、伊那バレーという名称に寄ってたかって何か使い始めたことに私は大変違和感を持っております。

本来であれば、伊那バレーではなくて、伊那ベイスン、盆地を英語にするのであれば。

そんな余計なことは、ちょっと……。

もう何年も前から伊那バレーを使っている方がいたもんですから、行政までこの言葉を使うようになって、どうかしているんじゃないかと思いました。

シリコンバレーを何でシリコンバレーって呼んでいるかっていったら、あそこは、別にシリコンバレーっていうのは谷ではありませんで、IT産業が集積している集積地ということを経してシリコンバレーというふうに呼んだわけです。

だから、そういう意味でいうと、伊那谷を伊那バレーと呼ぶのであれば、この地域に集積した何物かがあって伊那バレーというふうに呼ぶのであれば、それなりに意味はあるかもしれません。

そういう意味で言えば、ワインバレーと呼んでいる東御の人たちが作り始めたところもありますけれども、それはそれなりに意味がありますよね、ワインバレー。ワインの集積地として自分たちの地域を盛り上げようという意図はよく分かります。

それはシリコンバレーを模したんだと思いますが、言葉が先に来ているっていうのは、どうも私は違うんじゃないかなと、自分たちの地域で集積するものは何なのかと、売りは何なのかということがあって、それでバレーだろうというふうには私は思っています。余談です。

次の質問に移ります。

道路陥没の最大要因は土砂流出ですということで、これは括弧1としました。

実は、今回質問に挙げているのは、サブタイトルに挙げております「～時代の流れは小規模個別分散化です～」っていうことを言いたくてサブタイトルに挙げたんですが、土砂流出の話は、道路陥没の話は次回にナンバーツーでやりたいと思います。今回はサブタイトルのテーマです。

本年1月28日に発生した埼玉県八潮市の道路陥没事故は、埋設された下水道管路の破損による陥没事故が原因とされ、その後、大口径下水道管路の損傷調査が全国的に行われて、今年8月現在、約730キロメートルで目視調査等を実施した結果、緊急度1——原則1年以内の速やかな対策が必要と見込まれる推計延長の要対策延長は約72キロメートル、空洞は6か所確認されたと国交省は公表しました。

この調査は大口径管だけを対象としていますが、実は小口径の下水道管も陥没は頻繁に発生しており、古くから敷設された陶管は毎日のように道路陥没が発生していますし、コンクリート管も腐食による陥没が頻繁に発生しています。

では、中川村のように塩化ビニール管を使用した污水管は大丈夫なのかといえば、管路とは別にコンクリート製品であるマンホールと鋳鉄製品のマンホール蓋などは同様の腐食問題が発生しています。

特にマンホールポンプ設置箇所は汚水の水位変動が繰り返し発生するため、硫化水素によって内部は腐食しやすい状況となっており、ポンプの頻回な補修、再改修、管口の崩壊による道路陥没、マンホール本体の損傷などで大事故に至ることもあります。

ここで注意したいのは、道路陥没の原因は下水道施設の腐食によってできた微小な開口部に路盤下の土壌が主に地下水によって下水道管に流入することで発生しているという点と、路面からの繰り返し荷重と振動によって上部構造に損傷が生じ、次第にそれが拡大して一挙に破損し、周辺が陥没に至るという点です。

いずれも長期に及ぶ変化のため、現実には数少ない点検で見つけることが困難で、大事故に至らない小規模陥没で見つけ、補修を繰り返しているというのが実態です。

では、根本的な治療方法はないのか。

本年の八潮市の陥没事故の後、国交省は「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会第2次提言」を発表しています。この提言は主に大規模下水道に関するものですが、その中で国は上下水道管路の戦略的な再構築を掲げており、システムの分散化も視野に入れるように提言しています。

かつて流域下水道のように広域化、大規模化を進めてきた上下水道施設の最大の欠点である非常時の修復の困難をやっと国は認めざるを得なくなりました。

小規模化や個別分散化は、半世紀前から提唱されてきた非常時にも強く、経費負担の少ない持続可能な上下水道施設なのであります。

本年6月20日、国土交通省は、人口減少やインフラ老朽化が進む中で、強靱で

持続可能な上下水道の構築を目指して分散型システムに関する技術を開発するため、上下水道一体革新的技術実証事業に取り組むとして2事業を採択しました。本日の賛成討論で私が述べたのはこの内容です。

その一つが株式会社NJS、天草市、中川村共同研究体が実施する「小規模水道におけるハイブリッド小型緩速ろ過システムの実証事業」です。

全国的には、上下水道施設は、人口減少や施設老朽化に加え、経営基盤の弱体化や技術継承の課題が顕著となっており、地域特性に応じた持続可能な上下水道システム導入が不可欠であり、故障しても地域で維持管理できるシンプルな浄水施設や分散型システムの採用が求められています。

沢入浄水場の緩速ろ過方式の実証事業は、国が今までの大規模急速ろ過方式から転換し、小規模分散型水処理に緩速ろ過方式を推進しようとしている点は時代の流れと言わねばなりません。

一方で、中川村では昨年から下水道の経営改善も含めて処理方式の在り方についても検討が進められていますが、本年の上下水道審議会に出された資料を拝見すると、昨年と同様な記述が続いており、目に見える形で解決策らしい方向が提示されていません。

特に、個別処理に転換した場合の事業費の算出では、個別浄化槽の年間維持費が事業費として算出されるなど、集合処理が有利と見せる意図的な記述が見られており、信用できない内容です。

村内の他の個別処理区域では、各戸で維持管理費を負担しており、そのことで行政も村民も現状の下水道料金に比して安価な費用負担で済んでいます。

今や不採算に陥っている下水道処理施設をめぐる経営問題では、いかにして個別分散処理に移行させるかが大きなテーマです。そうしなければ、早晚、下水道使用料の値上げ問題に行き着いてしまいます。

中川村の下水道は、公共下水道処理区ではほぼ経費回収率100%に達していますが、農業集落処理区は毎年50%以下です。つまり、毎年継続する経費不足分を一般会計からの繰出金でやりくりしている状況なんでありませぬ。

散居集落の多い村の条件下では、片桐地区のように集合処理に適した区域は別にして、個別処理のほうが合理的な地域が多いことは自明です。早期に可能な限り個別処理に移行するほうが村の財政にとっても健全な方向に進むことは明らかです。

一般会計からの2億円の繰り出しがなくなれば10年で20億円の財政負担が軽減されることになります。

今では、可能な限り小さな規模で、しかも簡易な水処理を行うという方向は時代の流れです。

小さな集落単位で言えば、薬品とエネルギーをつぎ込むような集合処理は時代遅れな施設で、国もやっとなことを自覚し始めています。

沢入浄水場はその方向を目指しているのに、村内の下水道が今後も集合処理が

中心的な水処理を行うというのは理想的にも矛盾しています。

今後、大規模災害に遭遇したときのことを考慮しても下水道システムの可能な限りの小規模・個別分散化は必須の状況と考えます。

村長の見解を伺います。

○村長 議員のおっしゃるとおりかなというふうに思っております。

それで、実際に個別処理拡大の検討を今行っております。農業集落排水の片桐北部処理区であります。一部個別処理化を進めております。管路やマンホールポンプの維持管理負担を考慮し、浄化槽への転換を進めております。

このような事例が県内ではまだありませんので、県の担当部局と協議を進めながら、併せて費用検討の具体化を進めております。将来的に下水道管理者、浄化槽使用者の双方にメリットがあるかどうかということが最終判断になろうかと思っておりますが、確認を行っておるところでございます。

それから、中川村の下水道事業でございますが、平成18年6月に南原地区が片桐処理区に接続となりまして、下水道整備が完成してから来年で20年というふうな年になります。

当初から定めております人数制による下水道使用料、こういったものは平成14年に改正して以降改定もしておりませぬし、公共下水道事業と農業集落排水事業の管理一本化ですとか、節水機器の高度化、人口減少など、時代を経て料金改定も必要な時期であるというふうに考えております。そのためには、将来的な下水道の具体的な在り方を提示しながら、さらなる検討を行う必要があるかと思っております。

公共下水道につきましては、例えば今の中では片桐処理区と大草処理区があるわけでありませぬけれども、大草処理区は非常にマンホールポンプがたくさん入っておりますし、揚程も大きいものであります。おっしゃるとおり、そういう意味では、硫化水素による、何ていいますか、さびですか、そういうこともあります。

ですから、特に、将来にはこの処理区のことこのところは個別にしたほうがいいんじゃないかとか、あるいは、場合によっては牧ヶ原の橋を経由して大草、片桐を一体にすることができないだろうかとか、そういうこともやはり考えていく必要があるかなというふうに思っております。

○5番 (桂川 雅信) 村長は、現役時代、下水道事業に関わった方ですので、恐らくこのシステムを変えることに、もしかすると断腸の思いがあるのかなと私は思っております。

実はコンサルもそうでありまして、長い間、大規模処理を推進してきたコンサルが今の上下水道関係のコンサルには圧倒的に多くありまして、その技術者たちは、当時、国が推進する大規模処理施設の建設に邁進してきた経過があります。

御多分に漏れず、私もそうでありました。私も行政を辞める直前の設計は口径2,000ミリの大口径の下水道工事の設計でした。こんなことをやっていたのかということを実は思いながら設計してございました。当時、1970年代から1980年代

にかけて、私は、いずれ、これはどこかでしっぺ返しが来るとずっと感じておりました。

大規模にすればするほど、どこかでそれは深刻な問題を起す。今回の八潮の問題はそうですが、それだけではありません。災害のときには、集中的にそこに事故が起こったときには、流域は物すごく大きくなりますので、処理区が大きくなればなるほど影響は大きくなる。

それを考えれば、維持費が物すごく安くて済む、しかも後々管理が楽な小規模分散型にするべきだというのは、当時から、もう半世紀前からあった意見でありますけれども、残念ながら国はその意見を取り入れませんでした。なぜか。それは、理由は当然あるわけです。公共事業としては大規模事業のほうが金はたくさん落ちるからでありました。

ただ、今は、もうそういう時代ではなくなりました。できるだけ公共投資も少なくしよう、維持管理も少なくしよう、少なくとも管理費は地元になんか負担にならない方法に転換しようというのは、もう時代の流れであります。先ほど申し上げた国が2件を採択したのも、そういう方向に進んでいます。

ぜひ、過去のいきさつにこだわらずに、今の時代に合った管理方式に改めていきたいと思えます。

あわせて、おっしゃっていた料金問題ですが、もうこの時代になって、人頭割りは、もう私はやめるべきだというふうに個人的には思っています。中川村の人頭割りの下水道料金は、少なくともあまり公平ではない。村の人から見ても、もっと公平な料金負担にすべきだというふうに私は思っています。

次に進みたいと思えます。

4番目「早期に地域交流の協議会設置を目指そう ～関係人口のさらなる創出のため次の一手を～」ということで質問いたします。

先ほど村長の挨拶にもありましたけれども、二子玉川小・中川西小交流協議会の主催による世田谷区二子玉川地域との交流は、本年、終戦80周年を迎え、記念事業を開催して、約40名の方の参加で成功裏に終了しました。

村内では、中川人形保存会と中川西小を中心とするこの交流協議会は、昨年、世田谷区二子玉川地域のフェスティバルに参加し二子玉川小学校での里帰り公演を成功させて、世田谷区教育委員会のHPにもそのいきさつが掲載されるなど、両地域の交流は学校と地域に拡大しております。

二子玉川との交流は12年継続されて――2013年から始まっておりますけれども、中川人形保存会の公演への参加や賛助会員への申込みなど、現在では関係人口の増加に寄与しております。

本年の80周年記念事業の後には、当日参加した二子玉川商店街振興組合の理事さんから来年の地域のフェスティバル――商店街のフェスティバルですが――そちらへの御案内をいただきました。

村内では、これまでに名古屋市天白区、大和郡山市との交流も進んでいます。

しかし、天白区との交流は、長い歴史を持っているものの、もう少し人的交流を進めたいところです。

また、大和郡山市との交流は、片桐氏つながりという村の生い立ちに関連する歴史的なテーマが交流の基盤となっており、相互交流をさらに深めたい関係でもあります。

今申し上げた天白区との交流ですが、私がこちらに――村に移住する前からの長い歴史があったようで、その頃は非常に盛んに交流が行われていたという話も横前の方から伺っています。その頃は小学校の交流も行われていて、天白区の小学校の皆さんが村へ来ていろんな行事に参加したということも聞いております。今はちょっと村のほうの体制があまり整っていない状況ですけども、これからもう少し人的交流が進めばいいんじゃないかなというふうに、実はその状況を調査していて感じました。

一方で、村内には都市域の方々がうらやむほど郷土芸能、文化団体やスポーツ愛好団体があり、農業生産物も豊富で、地域交流の資源としては十分な質を保っています。

都市域に居住する地域の皆さんが中川村に興味を示すだけでなく、実際に足を運んでいただくためには、それぞれの中心団体が工夫をこらす必要があります。そして、そのためには村民の中での主体的な動きと行政側の仕組みづくりが合致することこそが次のステップとして重要な段階にあると感じます。

そこで、以下の提案をいたします。

3都市域との交流を進めてきた団体、個人、そして文化やスポーツ交流を担ってきた活動を村全体で地域交流協議会のような組織で統一して、行政はその協議会を通じて地域交流を進める体制を整えるようにしてはどうかと考えます。

既に団体や個人がこの提案に賛同して動き始めておりますが、村としての対応方針を伺いたいと思えます。

○村 長 まず中川村と都市部との交流であります。名古屋市天白区、東京都世田谷区二子玉川地域、奈良県大和郡山市――これは片桐地区でございます。をはじめ、文化、歴史などに広がり、関係人口の拡大につながる大変重要な取組だというふうに思っております。

それで、これらの事業につきましては、民間といいますか、村民や団体、これを中心とした交流が進んでおるところでございます。村としても応援したい、こういうことで考えております。

各団体が持っている資源、この場合は郷土芸能や学術、歴史、文化等を活用し、横の広がりを進めて交流人口の増加につながっているということは、とつても村としてはありがたいことだというふうに考えております。

村としましては、これらの民間主体の自立的な交流の広がりを応援し、郷土芸能、学術、歴史文化、スポーツ――これは、最初、天白区が推進しておりますレクバレーなどというふうに見ていただければ結構ですけど、こういったものなど

や農産物などの地域資源の横断的な歴史を後押ししてまいります。

村の支援は物産販売の支援、情報発信の強化、財政的支援などが考えられるところでございまして、これらの検討を進める中で関係人口の拡大につなげてまいります。

交流協議会を組織化し、行政はその協議会を通じて地域交流を進める、こういう提案でございしますが、それぞれ交流関係に至る経過が非常に異なっております。したがって、行政はそれぞれの交流母体を個別に対応して応援していく、これがよいのではないかというふうに考えております。

したがって、交流組織協議会をつくったとしても、やはり対応する交流先がこれは別れることとなりますので、協議会母体が主体的に事を進めるということにはなかなかいかないだろうなというふうに考えております。

○5 番 (桂川 雅信) 今おっしゃっていた地域交流協議会の仕組み、あるいは内容については、もう少し議論していただいたほうがいいと思います。

子どもが今考えているのは、交流協議会、あるいは行政が何から何まで、そこで、仕掛けまでつくって、運営するようなことは、実はあまり考えておりません。もちろん、それぞれの協議会に参加する団体が自分たちの年間計画をつくって、行動計画をつくって、予算までつくって、それで、その予算を協議会としてまとめ上げて、行政としてそれに対処するという形をつくってくださりさえすればいいわけで、どちらかというと、交流というか、一つの形に過ぎないと思います。

むしろ、私たちから見ると、二子玉川小・中川西小交流協議会の活動については、今は県の地域発元気づくり支援金をいただいておりますが、これも多分来年で終わりになります。村のほうの地域づくり支援も3年間の期限がありますので、もうこれで、今年で終わりになります。

ですので、支援をしていただくときには、いつも支援をしていただく申請をして——支援の対象なのかということをおし上げたいんでありまして、支援ではなくて、村が主体的にそれぞれの団体を応援するという形とを取っていただきたいと、それだけであります。

別にそれぞれの団体がやっている活動の内容にまであせえこうせえと言っていただく必要はないんでありまして、それは協議会の皆さんで年間計画を認め合えばいいだけの話だというふうに思います。どちらかというと緩やかな協議体として村は見えていただいて、その運営だけしていただくような形をつくっていただいたらどうかというふうに思っています。

中川村は都会の方々から見るとほとんどの方が知らない村であります。その中で、物産販売だけじゃなくて、地域の文化、歴史やスポーツを通して地域交流が拡大すると、中川村を「知る」から「行ってみる」に変化します。これは、この13年間の二子玉川との交流を通じて、今回、私は特にそのことを感じました。それは立派な関係人口の拡大につながっていくと思います。

地域交流の要は地域住民の活動ですので、その活動を行政が支える仕組みをぜ

ひ構築していただきたいと考えます。

○議 長 以上で私の質問を終わりたいと思います。
これで桂川雅信議員の一般質問を終わります。
ここで暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

[午前11時31分 休憩]
[午後 1時00分 再開]

○議 長 会議を再開します。
休憩前に引き続き一般質問を行います。

3番 中塚礼次郎議員。

○3 番 (中塚礼次郎) 私は、さきに通告いたしました2問につき質問をいたします。
今議会での「子どもの権利条例の制定について」の質問は、令和5年12月議会での質問に引き続き2回目の質問となります。

子どもの権利条例に関する総合的な条例を制定している自治体は全国で増加しており、2025年4月現在で81自治体、条例を制定しているのは市区町村だけでなく、長野県でも制定されていますが、県レベルでの例もあります。

子どもの権利条例は1989年に国際連合において採択され、日本は1994年に批准しています。18歳未満児童——子どもを権利を持つ主体と位置づけ、大人同様に一人の人間としての人権を認めているものです。また、同時に、大人へ成長する過程において子どもの年齢に応じた保護や配慮が必要な面があるため、子どもならではの権利が定められています。

子どもの権利条例には4つの原則があり、1つは子どもの最善の利益——子どもにとって最もよいこと。子どもに関することを決め、行われるときはその子どもにとって最もよいことは何であるかを第一に考える。

2つは子どもの意見の尊重——意見を表明し参加できる。子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分考慮する。

3つは差別の禁止——差別のないこと。全ての子どもは、子ども自身や親の国籍、性、意見、障害、経済状況など、いかなる理由でも差別されず、条例の定める全ての権利が保障される。

4つは生命、生存及び発達の対する権利——命を守られ成長できること。全ての子どもの命が守られ、持って生まれた能力を十分伸ばし成長できるよう、医療、教育、生活の支援などを受けることが保障されるとなっております。

こども基本法は、日本国憲法及び子どもの権利条例——児童の権利に関する条約ですが——の精神にのっとり、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策の基本理念などを明確にし、国や都道府県、市区町村など、社会全体で子どもの施策を推進することを目的とし、令和5年4月1日に施行されています。

2年前の質問時点では長野県でも県と松本市が条例を制定、長野市が制定に向

けて進める方針であることを述べてきましたが、子どもの権利条約は18歳未満の全ての子どもの保障と基本的人権の尊重促進を目的とした子どもの権利条約に基づいたもので、条例は、条約の理念を自治体が現実のものとするために制定を目指し、自治体の現状に即して子どもにとって大切な権利や参加の仕組み、権利の侵害からの救済などについて、自治体の法である条例として具現化することが必要とされているものであります。

長野市での条例制定の考え——取り組まれた過程ですが、長野市子ども権利条例は、子どもの権利条約やこども基本法のみならず、子どもを直接支える仕組みが身近にある必要があり、世界や国が保障しようとしている子どもの権利を私たちのまちはどう守り支えようとしているのかを身近な市町村である長野市において条例を制定することで市民とともにその取組を共有していくことができる、このため市として条例を制定することが必要であると考え、条例制定に向け市と市議会の福祉環境委員会が協議を進め、令和7年10月10日に長野市子どもの権利条例が施行されております。

長野市の条例制定までに取り組まれた主な内容ですが、令和6年11月から12月にかけて、1つは子どもの保護者を対象にアンケートを実施、また小学生から高校生と対象とするワークショップの実施、それから、専門家、子育て関係団体へのヒアリングを令和6年11月から12月にかけて行っております。

それから、令和6年10月から令和7年8月にかけて行われたことは、条例制定に向けての市議会福祉環境委員会での協議実施が行われております。

国際連合で採択され、日本で批准された子どもの権利条約、日本国憲法及び子どもの権利条約の精神にのっとり施行されたこども基本法、長野市子どもの権利条例について述べてきましたが、長野市の条例制定に向けての考え、取組の内容、経過についてどのように捉えられているかをお聞きしたいと思います。

○村 長 子どもの権利条約につきましては住民と共有するということが大事なことだというふうに思います。したがって、行政主導でつくるというよりは、中心である子どもの意見、住民の考えをよく聞いて、みんなでつくり上げるということが必要な過程になってくると思っております。

長野市の取組を見ても、議員が今おっしゃいましたとおり、アンケート調査ですとかワークショップ、ヒアリングなど、策定までに時間をかけてしっかり取り組んできたのではないかなというふうに思います。

もちろん、長野市は大きな市でありますので、取り扱うという言い方はありませんが、議会も一緒になって、市議会の福祉環境委員会、ここが専門に、窓口とか、一緒になって議論されてきたのではないかなということは議員が御説明いただいたとおりで思っております。

みんなで取り組んで策定してきたからこそ、条例については、長野市民みんなで共有し、子どもの権利を守り支えていくということができないのではないかなというふうに思っております。

感想でございますが、じっくりの読み込みはまだしておりませんが、長野市子どもの権利条例をどういう過程の中でつくったかということがホームページに示されておりますし、そこに過程の中で出された住民の皆さん——市民から寄せられた感想、ここの文言はこうすべきじゃないかということから始まって、この経過については、全て検討したものをまた市民に返し——いわゆるパブリックコメントという形だと思っておりますが、そういうふうになら合意を持ってやってきたということで、非常に熱心な取組だと思っております。

すみません、条例自体をしっかりと読み込んでありませんが、29条からなっているものでありまして、かなりしっかりできているんじゃないかなという気は感想として持っております。

○3 番 (中塚礼次郎) 今、村長から長野市の取組について、感想というか、感じられておったことをお聞きいたしました。

子どもの権利条例は、子どもが自信を持ち、安心して健やかに育つことができるように子どもの権利を保障し、健やかな育ちを社会全体で支援する村をつくることを約束するものだというふうに考えます。

前回の質問での答弁では、条例で考えを示し、大人が果たす役割を明確にして、子どもの権利を守る上で条例制定の必要感の高まりの中で検討していくべき、村には子ども・子育て支援に関する条例はないが、児童の福祉向上の観点から、福祉を保障するための必要な支援策を充実させ個々への対応を細やかにするために、来年度以降、こども家庭センターやあらゆる相談に対する相談、支援に特化した係を設置していく予定であり、具体的で効果的な施策に力を入れており、現時点において直ちに条例を制定することは考えていないとの答弁でした。

さきに述べましたが、私は条例の果たす役割は大きいものがあると考えます。

9月議会では不登校問題にも触れましたが、通いたくなる学校づくり、子どもが安心できる温かい支援の必要性からも、今目指す小中一貫義務教育学校開校を見据え、県や長野市、松本市の制定内容・事例も参考とし、先送りなく取組を進めることが必要と考えますが、村の条例制定に向けた考えをお聞きしたいと思います。

○村 長 子どもの権利については、子どもの命が宿ったというときから、その時点からもう尊重されなければならないという考え方だと思っております。

したがって、やはり物すごい大事なもんだなというふうに考えておるところでございますが、将来的には条例化して住民の皆さんとともに子どもの権利について考え、守り、それぞれの役割を果たしていく、こういうふうなことをする中で、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援していける村、こういうふうなことを宣言するというのだと思っておりますし、それを具体的に進めるということになるかと思っております。

2年前の答弁でも申し上げましたけれども、村は児童の福祉を保障するための必要な支援策を充実させてまいりました。それに対応してきております。

1つに、こども家庭センターですとか、どのような相談にも対応する相談、支援に特化した福祉相談係の設置、児童の権利について関係する職員全員が理解を深めて支援に当たってまいっております。

また、従来の子ども・子育て支援事業計画、この範囲を拡大し、こども計画の総合版でありますこども・若者支援計画を策定し、こどもまんなか社会の実現を目指して取組をこれから進めてまいります。

お話がありました新しい学校に向けた建設、それから放課後児童クラブ、保育所の在り方などについて検討していく際には、子どもの意見を聞き、子どもの権利を考えながら検討していくということは、まだ条例化しているわけではありませんけれども、こういう精神で検討を進めてまいります。

まずは計画に沿って事業を進めること、そして、こども家庭センターですとか福祉相談係に課せられました業務が本当にできているか、子ども、保護者、関係する皆さんから意見をお聞きし、相談対応、支援内容などの資質の向上に取り組んでいきます。

新しい学校の建設、保育所などの子育て支援施設の整備を最優先したいと思っております。

それで、最後に申し上げますが、子どもの権利条約につきましては、こども・若者支援計画は5年の計画でございます。したがって、評価、検討を実施しながら、5年後の計画見直しの時期に、前後するかも分かりませんが、なるべく並行した中で条例が制定できればいいんじゃないかなというふうに思っておりますし、これが一つの腰を入れてやっていく時期だというふうに捉えておりますので、そのようにお考えいただければと思っております。というふうに今の時点では考えております。

○3 番 (中塚礼次郎) 計画をもって条例を制定していく考えを村長のほうからお聞きしました。5年後になるということで、ぎりぎりかなと思っております。

次に「学校給食無償化について」であります。11月14日の新聞の1面に給食無償化、所得制限なし、公立小学校で来年度という見出しで報道がありました。

自民、維新、公明の3党は、2026年4月から実施を目指す小学校の給食無償化をめぐり、公立小学校を対象として保護者の所得にかかわらず一律で支援する案を軸に検討に入ったこと、自治体に対して予算補助する形式が浮上している点、それから給食の保護者負担軽減を通じて子育て支援に取り組むと位置づける点など、関係者が13日の日に明らかにしたと報道いたしました。

給食無償化は、青森県や東京都など、市区町村自体が小中学校を対象に独自の支援を実施している事例はありますが、全国一律の支援はありませんでした。

来年4月実施を目指す公立小学校の給食無償化の報道についてどのように受け止めておられるか、お聞きをいたします。

○教育長 お答えをさせていただきます。

現在の社会情勢から、国が保護者の皆様の経済的負担を軽減する政策を打つと

いうことについては歓迎すべきことだなというふうに捉えております。

ただ、学校給食につきましては、財源の問題も含めて、どのような制度設計がなされるかはまだ明らかになっておりません。

現在でも都道府県、市町村の実態の違いなどから懸念する声が上がっているのも事実でございます。

当村では、保護者や生産者の皆様の御理解、御協力により、食育の一環として中川村ならではの特色ある学校給食に取り組んでまいりましたが、どのような影響があるか、現在ではまだ見通せない状況でございます。

教育委員会といたしましては、とにかく早く制度設計を示していただきたいという思いでおります。

○3 番 (中塚礼次郎) 今、教育長のほうからお答えいただきましたが、ちょっと私の触れる部分もありますので……。

検討される支援の基準額というのは2023年の実態調査を踏まえて平均月額4,700円を基準に設定されることとして、給食未実施の学校に対しては給食提供に必要な施設整備を支援、地産地消や特色のある給食に取り組む自治体も多いために保護者からの給食費徴収も可能とする余地を残し、農業振興や地方創生の観点から自治体支援も調整するとされ、また、給食無償化を恒久的に実施するため、既存の教育財源を原資とせず、新たな財源を確保する方向で、国と地方の役割分担を整理した上で財源の負担割合の協議を進めるとし、将来的には中学校への拡大も視野に入れていると言われております、これは3党合意の内容となるわけですが……。

無償化を求める声の高まりに対し、高市首相は所信表明で来年4月から実施すると表明しております。

公立小学校に絞って制度設計の検討に入ったわけですが、こうした中で、全国市長会は11月13日に学校給食無償化を全額国費で実施するよう政府に求める緊急意見を提出しております。

その緊急意見では、国と地方の負担割合が争点となっていることについて、自治体が一定部分を負担するような仕組みになるとすれば、無償化を実施している自治体は負担軽減となる一方で、所要額の捻出すらできない自治体が生ずることが想定されると懸念を表明しています。そして必要な額を全額国費で確保する仕組みを求めました。

また、一方で、指定都市市長会でも同様の緊急要請を12日に政府に提出、無償化財源は地方交付税ではなく交付金等による直接的な財源措置とすること、自治体に超過負担が生じないよう恒久的な財源を全額確保すること、また中学校給食無償化も早期に実現することを要請しております。

私は、苦しい財政運営自治体の声をいち早く緊急意見や緊急要請されたことは、意見の要請内容も含め歓迎いたします。

全国市長会、それから指定都市市長会の緊急意見や緊急要請の取組内容・事項

○村 長 長 長

についてどのように捉えられていますか、お聞きをいたします。

学校給食は子どもの成長と食育、地域の食文化、地産地消を支えている教育の基盤でありまして、物価高騰下でも質と安定を損なわない制度と財源の確保が一番大事なことだなというふうに思っております。

まず学校給食の無償化についてですが、義務教育の保護者負担軽減の観点から、国の責任で全国一律に実施すべきだと考えております。

地方交付税ではなく、使途が明確で超過負担の生じない交付金等により、必要額を全額国費で恒久的に措置する仕組みを求めたいと思っております。自治体間の財政力格差による不均衡や混乱を防ぐためにも全国同水準の制度が不可欠だというふうに思います。

また、令和8年度の確実な開始に向けて、給食提供頻度や調理方式、アレルギー・不登校対応など、現場の多様性を反映し、物価変動に機動的に対応できる単価改定の仕組み、受益の公平性、例えば長期欠食時の取扱いなどでありまして、これの明確化を盛り込むべきだというふうに考えます。

中学校の給食費の無償化についても、できれば、工程表と財源の枠組み、これを早急に示していただきたいというふうに思います。

制度実施までの間は、重点支援地方創生臨時交付金の拡充等により、食材高騰へのつなぎ財源を確保することをまず求めたいというふうに思っております。

中山間地域であります本村の実情——少人数と広域通学ということでありまして、これを踏まえまして画一的な平均額支給のみでは不十分でありまして、地域の実コストを適切に反映し、地産地消と食育の質を維持できる財源設計が必要ではないかというふうに思います。

保護者負担の軽減は、地方の子育て、移住・定住の後押しにも直結するというふうに思います。

したがって、全国市長会、指定都市市長会、両会の緊急要望は現場と子どもたちの利益に即した妥当な内容であり、国に対し安定財源の確保と制度設計の早期提示、令和8年度からの確実な実施、中学校給食費無償化の早期実現を重ねて求めていきたいというふうに思います。

○3 番 (中塚礼次郎) ただいま村長のほうから、全国市長会、それから指定都市市長会の緊急要請や要望については同感の意見というふうなことでありました。

私は平成30年12月議会での一般質問で少子化、人口対策、子育て支援施策として給食無償化への支援、対策の実施を求めて質問を行いました。

教育長からの答弁では、無償化の成果、促進事例を挙げられ、継続的な予算確保、議会、住民の理解、無償化を当然とする意識への懸念等が報告されている点など、現時点としては慎重に考えていきたいとの答弁でありました。

二度目の令和4年9月議会での一般質問では、子育て支援、義務教育無償の観点からも無償化をとる質問に、教育長の答弁は、村にとって大変重要な課題、継続的予算確保、理解、住民の理解など課題もあると、給食、食育に力を入れ、経

費は設置者と保護者の双方で負担し、学校給食の充実に努めていきます、村長からの答弁は、学校給食は村として負担が増えないように何らかの方法で支援していきますとの答弁でありました。

今年度——2025年時点での完全無償化自治体数は確定していませんが、文科省の2024年6月調査発表では、2023年時点で無償化している自治体は722自治体のうち75.8%に当たる547自治体が小中学校とも全員を対象に無償化しています。

2026年——来年4月から全国の小学校で給食費の無償化がされる方針が決まっているため、4月の全面実施に先立ち2025年度から無償化を始める自治体が増える可能性があると言われております。

私は、多くの自治体住民、保護者、議会からの粘り強い無償化実現に向けた取組、声の高まりが実を結び、さらに前への一歩となったことを大変うれしく思います。

この点について考えをお聞きいたします。

○教育長 学校給食についての教育委員会の考え方につきましては、先ほど議員からもお話がありましたが、これまでも答弁してまいったとおりでございます。

改めて少しだけ触れさせていただきますけれども、2018年の文部科学省の調査で無償化実施後の課題として幾つかの項目が挙げられておりました。これも前に御説明をしておりますが、継続的な予算の確保、議会、住民の理解という課題のほかに、食育への関心の低下や無償化を当然とする意識の高まりの懸念が挙げられておりました。

また、当村の保護者の方からも学校給食を無償化することで保護者の給食への関心が低下することが心配だという御意見もいただいております。

こうしたこともあり、当村では、食育ということを非常に大事に考えまして、基本的には保護者の皆様の御理解、御協力を得て、また生産者の皆様の御理解、御了解も得て、設置者と保護者の双方で負担して中川村ならではの特色ある学校給食を築いてきているというのがこれまでの考え方ですし、現状であるというふうに思っております。

保護者の経済的負担の軽減につきましては、これまでも給食費の一部を補助する、いわば一部無償化という形で進めてきておりますが、こういう経済的負担の軽減ということにつきましては、中川村では教育費全般の中でそれぞれの時代に必要な補助を行っていくと、そういう考え方でも来ておるところでございます。

まずは小学校から無償化ということが進められるわけですが、今後、中学校にも拡大されていくというふうには考えております。

国が保護者の経済的負担の軽減を担っていくということになるとは思いますけれども、私ども教育委員会としては、やはり心配されるのは、食育への関心の低下ということ、それと、無償化を当然とする意識が高まっていく中で、当村では、おいしい給食を安全にということ、子どもたちの残菜が非常に少ない、また学

校のほうもそういう理解で、保護者の皆さんも給食というものを大事にしていた
だいて一つの姿が残菜が少ないということだと思えるんですけども、やはり
そういうことまで含めて子どもたちに学校給食が食育という観点で教えてい
けるものっていうことがあると思いますので、そういったことの懸念につながら
ないように教育委員会としては努めていきたいというふうに思っているところ
でございます。

○3 番 (中塚礼次郎) 今、教育長のほうから考えについてお聞きいたしました。
文科省からの実施に当たっての詳細の通達というのはまだだというふうに思
いますが、次年度の予算に向けての考えをお聞きいたします。

○教育長 冒頭でも申しましたが、どのような制度設計がなされるか、まだ明らかにな
っておりません。
また、教育委員会の学校給食の考え方も今お話をさせていただいたとおり
であります。
したがって、どう対応するかについての検討もまだできておりませんので、来
年度の予算につきましては現時点でお答えできることがございませんので、よろ
しくお願いします。

○3 番 (中塚礼次郎) 詳細がまだ具体化されてきていないという点ではやむを得ない
かというふうに思います。
次に、私は今回の質問に当たって学校給食の目標ってというのはどういうもの
かということについて調べてみました。
学校給食の目標は、2008年6月に学校給食法が大幅に改正され、学校給食の目
標が4つから7つになり、学校給食は教育の一環として実施していくことが明確
になっております。
7つの目標は、まず1つ「適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。」、
2つ「日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むこ
とができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。」、3つ「学校生活を
豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。」、4つ「食生活が自然の恩
恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重す
る精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。」、5つ「食生活が食にか
わる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重ん
ずる態度を養うこと。」、6つ「我が国や各地域の優れた伝統的な食文化につい
ての理解を深めること。」、7つ「食料の生産、流通及び消費について、正しい理
解に導くこと。」。

以上述べてきましたが、学校給食が教育の一環であること、そして義務教育無
償の観点からも早期の中学校給食無償化の実施、実現を望みまして、私の質問を
終わりいたします。

○議 長 これで中塚礼次郎議員の一般質問を終わります。
次に2番 松村利宏議員。

○2 番 (松村 利宏) 私は、「人口減少によって対処を求められるサービス分野のDX
活用について」質問いたします。
中川村の中長期的な分析では、人口減少は確実に発生し、快活できない状況と
なっています。
DXを行うために大切なことは、人口減少に対処するために何が課題なのか、
何を変えなければならないかを真剣に考えることが必要です。正解のない時代
に対して、DXを契機に人と組織が変わる必要があります。
DXを進めるための鉄則で重要なことは、村長から担当まで、役所、議会、村
民、全ての人理解することが必要です。このため、実用性と可能性を各課横断
的に検討し、中期的に優先順位をつけ、適切、適時な住民説明、無理のない計画
作成が求められています。
人口減少によって対処を求められるサービス分野は、1つ目、公共インフラ、
道路、橋梁、上下水道、電気、通信、ごみ収集の運営維持と老朽化対策、2 消
防、医療機関、介護機関、ガソリンスタンド、郵便局、銀行、3 スーパーマー
ケット、学校、保育園、村役場、事業所、4 耕作放棄地、小規模農地、森林保
全、空き家が考えられ、既に対応について着手している分野もあります。
解決方法は人手をできるだけ使わずに必要なことだけを行うことが重要です。
必要じゃないことはやめるなど、リスク管理も重要であり、効率的なやり方に
変えることが必要だと思います。
ポイントはリーダーの決断、先例主義からの脱却だと思慮いたします。
まず1つ目として、公共インフラ、道路、橋梁、上下水道、電気、通信、ごみ
収集の運営維持と老朽化対策として、道路、橋梁、上下水道の維持運営、老朽
化対策は毎年多額の予算を使用しています。
村道は、急峻な斜面、山、河川などに延べ70キロメートルあり、降雨による荒
廃が激しい状況になっています。コンパクト化と並行して村道の運営、維持につ
いて検討することが必要だというふうに思いますが、いかがでしょうか。
特に、もう毎年災害が起きていて、もう非常に山深いところ、これは必要だと
は思いますが、もうそろそろその辺のところも考えていかないと村の財政運営
というのは非常に厳しい状況になると思いますので、そういう視点でもよろしく
お願いします。

○建設環境課長 それでは公共インフラの御質問に対しまして回答させていただきたいと思いま
す。
インフラにつきましては、まず、近年必要性が高まってきたということが大き
な観点になります。
こちらについては、もともとは、平成24年に中央道の笹子トンネルの事故が発
生しました。これをもって、国は平成25年を社会資本メンテナンス元年と位置づ
けましてインフラ長寿命化基本計画を策定し、メンテナンスサイクルを構築し、
インフラの寿命を延ばす新技術の導入を促進するなどしてまいりました。

翌平成 26 年には道路法施行規則が改正され、トンネルや橋などの重要な道路施設について、5 年に 1 度、定期的に点検するよう義務づけられました。

村では、定期点検結果に基づき、新技術の活用や集約化、撤去による維持修繕に要するコスト縮減並びに長期的な平準化を図るため橋梁長寿命化修繕計画を策定し、計画的な維持、修繕を限られた財源の中で効率的に進めてまいりました。

近年はインフラにとりまして維持管理の時代と言われ、新設よりも改修、改良に多くの費用が費やされるような時代となっています。改修の場合は、既設構造物を撤去し、さらに道路構造令に即した構造物を造らねばならず、多額の費用は避けられないこととなっております。

道路、橋梁のみならず、水道、下水道などのライフラインも同じような状況であります。

当課では、コスト縮減を念頭に置いた橋梁点検の技術者を育成すべく職員の資格取得に取り組んでおり、小規模橋梁の直営点検を実施しております。

また、水道技術者の育成にも取り組んできており、維持管理に関わる新たな技術を取り入れるべく有資格者の育成に取り組んでいます。

このように、コスト縮減を図りながら実効性のある維持管理に努めているという状況であります。

○ 2 番 (松村 利宏) 村が取り組んでおられます人材育成のところ、これはここを見ているとよくやられているなというふうに感じております。

しかしながら、これから人口減少になりますので、それに対して、道路、橋梁、今、上下水道もありましたけど、5 番議員からも質問ありましたけれども、含めて、これから 10 年先をどうしていくかというのを真剣に考えないといけない時期に来ているっていうのは間違いありませんので、それぞれ中長期的な計画をつくられていると思いますけど、ここでもう一回考えていくことが必要だと思いますので、そういう視点でまたしっかりと検討してもらえればというふうに思います。

次に参ります。

消防、医療機関、介護機関、ガソリンスタンド、郵便局、銀行は、人口減少に伴い統廃合の可能性があります。

消防、医療機関、介護機関、ガソリンスタンド、郵便局、銀行は村民の生活に直結するため、村のコンパクト化と並行して検討することが必要ではないかというふうに思います。

特にガソリンスタンドは、今 3 か所ですか、これを確認して、今は維持してもらっているわけですが、この辺も住民に直結していくことになりまして、スーパーは、基本的には、もう今はチャオしかないことになっていますので、その辺も含めてどうしていくか。

それから、歯科医、それから病院のほう、この辺も非常に重要になってきますので、その辺も今後どうしていくかという視点で考えておくことが重要だと思

ますので、意見をお願いします。

○総務課長 議員の御指摘のとおり、人口減少や人手不足、採算環境の悪化、施設老朽化などを踏まえると、事業者の判断による統廃合や縮小のリスクはあると認識をしております。

一方で、村としては、人口減少の進行を前提に、村民が必要とする暮らしの基盤を着実に守っていく必要があると考えています。

今後は、村のコンパクト化の取組について関係者に情報提供を行うとともに、それぞれの事業者との連携、必要に応じて働きかけを行い、全体として調和の取れた村づくりを進めてまいりたいと考えております。

○ 2 番 (松村 利宏) 今回回答いただきましたとおり、先行的に、やはりどのような体制になるかっていうのを住民の方とよく連携を取りながらやっていただくのが重要だと思いますので、引き続き検討をお願いしたいというふうに思います。

次に参ります。

第 6 次総合計画後期計画では、新たな学校、望岳荘の在り方、チャオ、チャオ周辺の在り方、公営住宅、二地域居住などを検討しています。それぞれの事業を推進するには施設整備が必要となります。

近年の村の歳入決算額の状況は地方交付税約 50%、村税約 10%、村債約 10%、国庫支出金約 10%、県支出金約 10%などであり、政策的経費に使用できる額が限られています。このため、村の財政運営を中長期的に考えなければなりません。

後期計画が今年度開始になり、2 年目の令和 8 年度予算計画を作成する時期となっています。この中で新たな学校、望岳荘の在り方、チャオ、チャオ周囲辺の在り方、公営住宅、二地域居住などの検討状況はどうなっていますか。特に各課が連携した検討となっているかどうかをお聞きします。

○地域政策課長 現在、新たな学校、望岳荘などの個別案件につきましては所管課において在り方の検討を進めている状況であります。

進捗状況につきましては、基本計画に基づく整合性ある計画行政を推進するために、庁内の企画委員会で定期的に確認を行っている状況であります。

令和 8 年度にかけては、立地適正化計画の策定に向け、居住誘導区域、都市機能誘導区域の設定等を計画しているところであります。

各プロジェクトは同計画における都市計画マスタープラン改定の方針と整合を持っていくといった考えでございます。

議員の御指摘のとおり、政策的経費に充当できる財源には限りがあることから、歳入構造を踏まえ、財政係と共同して主要事業の中長期計画を取りまとめ、財政分析をお示ししたところであります。

庁内での事業調整を行いながら優先順位づけと段階整備により効率的な推進を図ってまいりたいと考えております。

あわせて、活用可能な国庫補助事業や交付金等の適用可能性についても精査してまいりたいと思っております。

現在は各担当において事業内容、工程等について具体化しつつ、企画委員会等で進捗状況の確認をしている状況でありまして、今後は、立地適正化計画案の見通しが立った段階で都市計画マスタープラン改定や後期基本計画、個別事業計画を横串で接続しまして事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

○2 番 (松村 利宏) それぞれ各課と連携してやっておられるということですので、また計画がそれぞれ進んだ段階で確認をしていきたいというふうに思います。

次に参ります。

近年の性質別歳出決算額の状況は、人件費約 20%、物件費約 13%、扶助費約 10%、補助費約 17%、公債費約 12%、普通建設事業費約 15%、繰出金約 5% であります。

新たな学校、望岳荘の在り方、チャオ、チャオ周辺の在り方、公営住宅、二地域居住の政策的経費は、近年の性質別歳出決算額の状況を考えると使用できる額が限定されると思慮しますが、これについては今後どのように考えていかれますか。

○総務課長 近年の性質別歳出決算額から、政策的経費は限定されるとの議員の御認識ですが、まず村の性質別歳出などの状況につきまして令和 6 年度決算状況に基づきお答えいたします。

性質別歳出額のうち非弾力的性格の強い義務的経費と呼ばれる人件費、扶助費及び公債費は歳出全体の約 34.3% を占め、対前年度比では約 6.8% 増となり、年々増加傾向にあります。

義務的経費が増加することは財政構造の硬直化を招くおそれがあると言われております。

また、財政構造の弾力性を測定する比率として使われる経常収支比率につきましては、令和 3 年度が 70.4% となっていました。令和 6 年度では 82.3% と増加しており、一般的に町村規模では 75% を超え得た場合、財政構造の硬直化が進んでいると言われ、経常経費の抑制を図る必要があります。

このような村の状況から、短期的に政策的経費を大幅に積み増すことは難しい状況であり、現状では政策的経費を使用できる額は限定的であると考えております。

○2 番 (松村 利宏) 今回お答えいただきましたとおり、人件費は、これは上げていかなきゃいけないんで、これだけはしょうがないと思いますんで、これは今後も上げざるを得ないと思います、民間も上がるし、全部上がりますんで。

そういう観点でいくと、やはりさらに厳しくなることが予想されますんで、そういう視点で、財政の在り方、特にどういふふうに使っていけるかというところをしっかりと考えていただければというふうに思います。

次に行きます。

令和 8 年度以降の性質別歳出予算計画は物件費、補助費、普通建設費、繰出金

を見直すことが必要だと思慮しますが、どうか。

特に、普通建設費が増加することが明らかであり、このため予算の硬直化を防止するための対応はどのように考えておられますか。

○総務課長 まず令和 8 年度以降の歳出予算計画の見直しにつきましてお答えをいたします。

先般、議会全員協議会で御報告をいたしました中川村主要事業中長期計画に係る財政分析の中で今後の村の財政運営にとって必要となる歳出の適正化の取組について述べさせていただきました。

幾つか抜粋いたしますと、1 各種事業について人件費を含めた費用対効果を検証し、事業の廃止も含めた事業内容の継続的な検討を行うこと、2 つ目としまして、大規模事業については事業の取捨選択や手法の転換、事業規模の縮小及び事業の延期を含む計画の検証を行うこと、3 各種補助金について公益性、公正性、有効性の観点から検証を行うこと、4 公共施設について利用状況や老朽度などを分析し、集約、複合化、廃止を含む施設の再編や有効活用の検討を行うこと。

以上のような取組により、令和 8 年度当初から歳出予算全体でゼロベースの点検に努めてまいりたいと考えております。

続いて、予算の硬直化を防止するための取組につきましては、村では、今後、中長期において学校建設事業をはじめとする大型投資が予定されていることから、該当する年度においては予算調整上必要であればシーリング予算による歳出枠に上限を設定するなど、歳出総額の削減と併せて普通建設事業費以外の科目の伸び率を抑制することで経常経費の抑制に努めることも必要になると考えております。

また、予算の硬直化を防止する上では歳入面においても取組が必要であり、基金一括運用などの取組による基金運用収入の拡大やふるさと納税における宿泊や体験といった新たな返礼品の開発による寄附金収入の確保など、臨時的収入を増やすことで財政構造の弾力化につながると考えられます。

○2 番 (松村 利宏) 今答弁いただきましたとおり、ここ 10 年ぐらい、15 年ぐらいを見ると、大きな建設費っていうのはあまりないんですね。したがって、かなり余裕とは言わないんですけども、あらゆるところに予算が使われているという感じでおります。

それで、昨年度——令和 6 年度の決算のときに、かなり私も審査のときに言いましたけれども、令和 8 年度予算をつくっていくところで、今ゼロベースで見直すと、これは極めて重要だと思います。本当に必要なのか、そこまでお金を振り回す必要があるのか、ここをしっかりと精査していただくことが必要だと思います。

例えば今まで 80% つけていたのを 30% 減らして 50% にするとか、そういうのもゼロベースの——ゼロにするっていうことじゃなくて、しっかりとそこを精査して、ちゃんと予算化していくということを考えていけない時期に来ていると思います。

先ほど言いました。これがDXの重要なところなんです。要するに、村民もそうですけど、議会もそうですけれども、それから職員全員がそういう姿勢で考えると、いや、うちだけはいいんだと、そういう話ではないということ認識していただくということだと思いますが、そういうことでよろしいですか。

○村 長 総務課長は答えにくいと思いますので、私から答えます。

今、議員がおっしゃったとおり、ゼロベースっていうのは、今までの予算枠をさらに追加補正するようなことは原則しないこと、それから、去年までの執行率のことがございますので、そこら辺のところはもう一度見直すなどしてまいりたいというふうに思っております。

ただし、新しくどうしても必要であると、そういう政策的な事業は事業で確保していく、そことのバランスかと思っておりますので、よろしく願います。

○2 番 (松村 利宏) 答弁いただきました。必要なところ、どうしても必要だっているのは、やっぱりやるべきだと私は思っておりますので、そういう観点では今答弁いただいたとおりだと思いますので、よろしく願います。

次に行きます。

令和8年度以降の歳入予算計画は村税、寄附金を増やすことが必要だと思慮しますが、どうでしょうか。

特に企業誘致、私は何回も言ってきていますが、そういうところで増やしていく子と、それからふるさと納税、今回答弁いただきましたけれども、ふるさと納税をなかなか村のほうで増やすっていうのは難しいのかもしれないんですけど、工夫していやっていくということ。

それから、令和8年度から国のほうでふるさと住民登録制度っていうのが創設されそうです——されるとはちょっとまだ言えないんで、されそうです。それによって都市と地方で居住ができるということが検討されているようですので、そういうのも含めて、やはり歳入、歳出だけじゃなく、削るだけじゃなくて、歳入のほうをしっかりと増やしていくということが重要だと思いますが、いかがでしょうか。

○村 長 まず全般的なことを申し上げたいと思います。

主要事業の中期計画に係る財政分析であります。今後は基金の取崩しが進行せざるを得ない、そうすると厳しい財政状況となることを見込まれるということでございますので、議員が指摘されておりますように、今後の予算計上においては村税及び寄附金の拡大は大変重要なことだというふうに考えております。

例えば村税でありますけれども、校内用地や施設の有効活用による企業、雇用の受皿づくりとして、例えばチャオや望岳荘周辺といった村内における商工観光エリア、こういったところの中で、何か民間活力の導入などにより、再編、拠点化、また移住・定住策の継続、高度化と併せた雇用の受皿を整備する、そういうことで考えておりますし、課税客体の拡大につなげまして固定資産税、法人住民税の裾野を徐々に拡張する取組、こういったことが考えられます。

ちょっと抽象的な言い方になりましたけれども、はっきり申し上げてはちょっとなんなのかと思いますが、今まで、例えば住宅やなんかは——アパートといいますか、こういったところは、村の場合には民間がなかなか造ってこなかった。ほとんど行政がやってきたということでありまして、これに民間の力をお借りしていく、こういうことが真っ先に考えられるということでございます。

さらに、寄附金においては、ふるさと納税における新たな返礼品の開発などのほか、ガバメントクライドファンディングの活用と企業版ふるさと納税の積極的な提案、これにより寄附の使途、KPIの可視化でリピーター化を図り、寄附の確保、拡大につなげてまいりたいというふうに考えております。

先ほど新しい動きとして総務省が考えているようなお話がありましたが、これについては、まだ詳しい話が下りて——決まったものではございませんので、そういったことは注視していきたいというふうに思っております。

それから、村税及び寄附金の拡大と併せまして、もう一つ、どうしても受益者負担の適性化——料金の見直し、それから減免基準の整理、こういったことも考えざるを得ないということでもあります。

また、休眠——眠っている基金の整理、再編、それと国県補助の横串といえますか、国県補助はいろんなところの省庁で縦におりてきておりますけれども、これを関連する事業でもって活用を図っていく、例えば防災、省エネ、観光、教育であります。こういったことを徹底してまいりたいということで、歳入全体を確保していくなど、検討することを考えております。

また、いつも御指摘いただいて、やはり企業誘致が必要だということでもありますけれども、これについては、いろいろな場面で東京事務所等を通じて紹介をかけるようなことを強めてまいりたいわけではありますが、なかなか昨今の状況の中ではこれが難しいかなというふうにも思っております。

○2 番 (松村 利宏) 今回答弁いただきましたが、あらゆる角度から検討されているということですので、逆に言うと、我々も何かあればいろんな情報を行政と一緒に流して、いろんな情報を共有しながらやっていくということが必要かと思っておりますので、その辺もしっかりとこちらもやっていきたいというふうに思っております。

次に行きます。

新たな学校、望岳荘の在り方、チャオ、チャオ周辺の在り方、公営住宅、二地域居住などの事業は、これは必要性和可能性をあらゆる角度から検討することが必要だと思慮します。

先ほど回答いただいておりますが、工程を財政運営可能な範囲に伸ばすとか、既存施設の活用など、これは、いろんなところから必要性はどんどん出てくるわけですが、可能性はどうしても財政的などところになるかと思っておりますので、この辺のところをしっかりとやっていくということが必要だと思っておりますが、どうでしょうか。

○村 長 先般公表いたしました主要事業中長期計画に係ります財政分析を行っておるわけではありますが、歳出適正化の取組として、各事業の人件費を含めた費用対効果の検証と併せまして、限りある資源を効果的かつ効率的に配分していくということで、事業の優先度や手法の検討を行いながら事業の縮小、延期、廃止を含めたあらゆる検証を行うということを考えておるところでございます。

また、本年度は総合戦略と後期計画を統合しました初年度であるほか、都市計画マスタープランの改定など、土地利用と大型プロジェクトを接続するというちょうどの転換期でございます。したがって、分野横断、土地利用の明確化を進める転換期であるというふうに考えております。

学校、望岳荘、チャオ、公営住宅——公営住宅もそうですけど、それから二地域居住、これらの大きなテーマは、個別最適ではなくて、全体の最適な計画にしていくという考え方の下に段階化、連動化するという方針が示されておりますので、部局横断の強化ですとか、既存施設の集約、複合化、廃止の検討も進めていく中で、中長期の事業については検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○2 番 (松村 利宏) これから中川村をやっていく上においての非常に重要なアイテムがたくさんありますので、中長期的にしっかりと検討していただきたいというふうに思います。

次に参ります。

耕作放棄地、小規模農地、森林保全、空き家は、人口減少、農業従事者の減少、木材価値の低下などにより、村が抱える問題となっております。

小規模農地は、農地を集約して農業を営んでいる方、新規就農者などが使用するのには非効率なため、耕作放棄地となり、草刈りが必要となっております。村が主導的に地権者と連携して土地利用について考えることが必要ではないかというふうに思います。

これは、各地区に使える山に隣接していない小規模農地がかなりあります。それで、この辺がなかなか、移住してきた人に使ってくださいと何回言っても、やはりこれは小さ過ぎて使えませんか、なかなか難しい状況になっています。

しかしながら、よく見ると、景色もいいし、いろんな使い方があるのではないかというふうに思われるところも多数あります。

それで、基本的には、そこを持っている地権者の方がもう何もやらなくなると、そこは放棄地になって、どうしても村のところ中では誰かが草刈りをしなきゃいけないという状況になっています。それで、これは、もう村のどこに行っても発生している状況です。

そういう視点で、村自体がやるのは難しいかもしれませんが、もう一回そういう視点で検討、お考えいただければと思います。

○産業振興課長 ただいまの質問ですが、まず、新規就農を含む担い手が農地をまとめて利用する上で、特に山間地、こういったところに位置する小規模な農地は一団性を持た

せるのが非常に困難であって、近年、山林化しているようなところは少なからずあるという認識であります。

また、平地においても一段の外れにあるような農地に関しては、集約する上で効率性を求めるのは大変難しいものというふうに考えております。

土地につきましては、村の施策に係るようなものであれば、その利用の方向性を村のほうで導いていくということが可能であるかなというふうに思いますが、それ以外の土地——民地になるんですが、こういったところは、農地以外への転用を含めて、その方向性について村が主導するというのは個人の財産上の観点もありまして難しい部分もあるのかなというふうに思います。

また、現段階では、農地の所有者から相談があれば、その農地を農地として利用できる一つの道筋として、農業委員会主導で行っております地域計画、こちらがございしますが、地域計画において、まず1つ目として農地集約を検討しているというところであります。

○2 番 (松村 利宏) 地域計画を私もつくって、一緒につくらせてもらって承知をしております。それぞれの農業委員の方も、皆さん、今言われた細かい小さなところはなかなか運用に困っているというのが実態なんで、大きなところは大丈夫なんですけれども、そこは併せて今後どうしていくかというのを連携していければというふうに思いますんで、その辺はこちらも検討させていただきたいというふうに思っております。

次に参ります。

山林所有者の約80%が役場を通じて林業事業体等へ経営をお願いしたいという調査結果があります。

現在、村は約200ヘクタールを超える村有林を保有しており、予算、人員の制約があることから村有林を増やすことは難しいということは理解しております。

村内の林業は衰退の一途をたどり、担い手の確保、育成が課題となっております。防災、減災のための里山整備、森林に近い荒廃農地を活用し、村を訪れた方に植林してもらい、木の成長のたびに村に来てもらう循環を構築することにより交流人口の増加を図ることを主体に担い手の確保、育成に取り組むことが必要ではないかというふうに思っています。

これはなかなか難しいかと思うんですが、一つのアイデアとしては非常に面白いアイデアではないかというふうに思っているんですが、この点、いかがでしょうか。

○産業振興課長 まず、交流人口、いわゆる村のファンづくりを含めた一つのイベント、方法として来村者と協働して荒廃した農地等で植林作業を行う、こういった提案というふうに思われます。

まず、森林管理制度につきましては、現在、南向地区の一部に限られるんですが、アンケート調査を実施しまして、山林所有者の多くは管理を任せたいという質問のとおり結果が出てきております。

結果を踏まえまして、今年度、現地調査等を行っている中で、村の防災上の危険度が高い、また放置することがそういった危険性をはらむ部分で好ましくないという山林については整備をしていく方針ということで、今現在取り組んでいるところであります。

森林に近い荒廃地というところですが、まず、そこについて、そこがいわゆる農地である場合については、そういった荒廃地の減少ですとか、林業後継者の確保、育成、こういったものにつながる関係人口の増加といった一挙両得と言える内容でありますけれども、これから先、村が管理していく山林が増加していくというところは村の土地政策としての妥当性も含めて検討する必要があるというふうに考えるところと、まずは今ある山林の活用がしていけないかということも含めて、幅広い観点から検討していくことが必要であると考えております。

また、荒廃地が山林である場合については、植林体験ということ、その後の管理体験、来村いただいた方にその楽しさを提供していくといった、いわゆる体験型の観光の一つと言える部分と考えます。

村内の経済循環ですとか、林業の再発展、持続可能性を基に、イベントとしての観点でこの内容については検討する必要があるというふうに考えます。

○2 番 (松村 利宏) いずれにしても、森林、里山のところは多いんで、しっかりと今後検討していただきたいと思います。

次へ参ります。

指定管理しているキャンプ場を活用して里山の管理、運用を村民に提示し、里山の管理を進めることが必要では。

その一例として、桑原キャンプ場がありますが、ここを例えば四徳川流域公園というふうに名称を変更し、希少動物とか昆虫、植物、野鳥、キノコ、魚などを観察しながら楽しめる場所とすることを提案したいと思います。

これはどういうことかっていうと、中川村の四徳にはかなり希少ないろんなものがたくさんいるなということを私も現地へ行って確認しております。

それで、今キャンプが下火になっているっていう事態がありますので、そういう観点で、その辺の里山はどういうあるべきかということをしかりとそういうところで学んでもらって、村民、もしくは地域の方、都市部の方、それから、それぞれに特化——野鳥とか、例えば植物とか、キノコとか、昆虫とか、チョウチョウとか、そういうのに特化した人たちに来てもらっているいろいろな場ができれば非常に面白いのではないかとこの観点で、先ほどの里山のところにもちょっとリンクしていくわけですが、そういう視点でお聞きします。

○村 長 桑原キャンプ場周辺の活用ということではありますが、里山管理につきましては、何ていいますか、地区住民ができれば主体となって行っていくということが必要であるといった旨の提案でもあるかなというふうに思っております。

基本的に山林につきましては所有者管理が大原則となっておりますけれども、昨今の状況から、整備、管理していくことが非常に困難な時代であり、ゆえに地

域や住民の理解と協力が必要だというふうに感じております。

桑原キャンプ場は、今年4月から村内の事業者を指定管理者として管理、運営が適正に行われておりまして、指定管理者決定に当たってのプロポーザルの中では、事業者から、自然にまつわる教育、体験、こういったことについての構想も示されておりますので、今後、村全体で里山の管理を進める方向となれば、村民が主体となった里山の管理、運用を村内全域に波及させていくことができるように、いただいた提案を参考にしたいと思っております。

また、希少動物ですとか、昆虫、植物、野鳥、こういったことの観察をしながら楽しめるエリアにというお話であります、議員もされているかと思いますが、ブッポウソウの里山の会の皆さんがあそこに巣箱をかけたり、観察会をやっております、非常に中川村は、野鳥——特に渡り鳥のブッポウソウであります、これが非常に多く飛来する村というふうにだんだん名前も挙がってきておりますので、そういう意味でも関心を高くなってきている。

それで、野鳥って、どうもお話を聞いたところによりますと、甲虫っていうんですか、ブッポウソウは甲虫を空中で捕まえて、それを餌にしているというお話も聞いておりますので、自然が豊かだということは間違いのないと思いますので、議員のおっしゃることも参考にしながら、検討の材料にはなるかなというふうには思っております。

○2 番 (松村 利宏) 今回回答いただきました。

住民、地域の方が、やっぱりこういう観点で少しでも里山を大事にしていければというのが今後の取組としても重要だと思いますんで、そういう視点でも進めていただければと思います。

次に参ります。

今年、片桐地区には熊が頻繁に出没し、住民の安心・安全に支障があります。

村の対応は、出没状況に応じて各種手段による住民への通報、カメラの設置、支障木の伐採、熊対応の研修など、適切であったというふうに感じておりました。ついおとといですか、最近も出ましたが、これも、私もLINEで確認して、あつという形で、非常によかったなと思っています。

全国では、今年、熊による死者数は13人であり、その原因は人の減少、中山間地域の過疎化、境界域、耕作放棄地、里山の緩衝帯の再自然化、熊の増加であり、いずれもこのままでは止められない流れであるというふうに感じております。人の居住域の縮小と撤退はこれからも続くため、熊など野生獣の生息域の拡大は続くことになるというふうに思います。

人と熊の総合的な力関係の変化は熊など野生獣の個体調整——駆除を行わない限り押し戻せないというふうに思われます。

国は、熊対策について、11月13日から警察がライフル銃を使用して熊を駆除できるように法律を改正しました。

来年度に向けた熊対応をどのように考えておられるか、お聞きしたいと思います。

す。

特に、1 番議員がかなり後でいっぱい質問されると思いますんで、そういう観点で大きなところをお願いします。

○村 長 議員の御質問の中にありますとおり、熊の生息域と人の居住域のすみ分けが時代の流れとともに変わってきているのではないかというふうに思いますし、言われているところかなと思います。

今までは山に人が入って整備し、多くの家庭でまきを使い、地域差もありますけれども熊が狩猟の対象となるなど、今と比べて山へ入る頻度がかかなり多かったというふうに思います。

しかしながら、林産物の需要の減少ですとか食の変化、趣味の多様化など、時代の変化により山林へ入る機会が大きく減っているっていうことは確かだと思います。

現在、国県を挙げて熊の被害防止策を強化しております。年間の捕獲上限頭数も全県で 337 頭であったものを 675 頭に、上伊那郡で 18 頭であったものを 37 頭へ引上げ、現存する個体の調整を行う方向というふうにしております。

村の基本的な対策でございますが、鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律や同法改正による緊急銃猟制度にのっとることは当然でございますが、国県の対応方針に沿いつつ、対応に係る補助施策へのアンテナを高くし支援を活用するとともに、全村の安全の確保に努めてまいりたいと思っております。

個別の対策につきましては、現在実施している出没、目撃の情報提供、熊の誘因物の除去等の依頼――熊を誘引していく残滓放置、これを片づける、こういうこととありますが、周知や注意喚起等の対策に加え、熊の生息域と人の居住・生活域のすみ分けをするためのゾーニング管理実施計画を策定しまして区域の緩衝帯の整備を進めたいと考えております。

まず人命を守ることを第一に、農作物や人の生活域での被害防止に取り組みます。

人身に係る最大の被害防止対策は安全に対する御自身の注意や準備かというふうに思っております。依然として目撃や出没の報道がされておりますので、今後も自治体等から発出する情報に御注意いただきながら過ごしていただくようお願いを申し上げたいと思っております。

○2 番 (松村 利宏) 私たちは、60 年前は里山が冬も夏も遊び場だったわけなんで、そういう状態に戻れるのが一番いいかと思っておりますので、そうは直接ならないにしても、人命のところをしっかりと確保できるようにしてもらいたいと思っております。

国っていうか、全国的に今は熊の出没が激しいんで、A I、ドローンによる熊の検知が来年度からできるんじゃないかというふうに言われています。ドローンはかなりいろんなところで使われていますが、そういうところも参考にさせていただければというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議 長 これで松村利宏議員の一般質問を終わります。
ここで暫時休憩とします。再開は午後 2 時 40 分とします。
[午後 2 時 26 分 休憩]
[午後 2 時 40 分 再開]

○議 長 会議を再開します。
休憩前に引き続き一般質問を行います。
4 番 長尾和則議員。

○4 番 (長尾 和則) 私は、さきに通告しましたとおり、大きく 2 項目について質問をいたします。
冒頭に余談で誠に恐縮ですけれども、本日――12 月 5 日の夜は満月でございます。今年最後の満月で、しかもスーパームーンであります。いわゆる月が地球に一番近づいたときの満月で、ふだんの普通の満月より大きさが 8%ほど大きくて、明るさも 15%ほど明るいという大きな満月であります。
しかも、今夜のスーパームーンはさらに特別でして、北半球では最も高く昇る満月だそうであります。次のこの満月が見られるのは 17 年後の 2042 年だそうあります。
今夜のスーパームーンに倣って世の中を明るく広く照らすことのできるように議論が本日できるよう願っております。
最初に「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」質問をいたします。
昨年 4 月に、第 1 期中川村地域福祉計画――以降はこれを本計画と表現いたします。本計画が施行されてから 1 年 8 か月が経過いたしました。
本計画は、基本理念を「支え・支えられて皆が幸せに暮らせる“なかがわ”」とし、住み慣れた地域で幸せに暮らし続けるために共に暮らしを支え合う地域共生社会の実現を目指しております。
基本目標として「人づくり」「場づくり」「仕組みづくり」「つながりづくり」の 4 点を掲げ、基本理念の実現に向け各種施策を展開しています。
本計画の実効性を高めるため 7 つの質問をさせていただきます。
まず地域共生社会の理念の具体化についてお尋ねをいたします。
1 つ目の質問であります。
「支え・支えられて皆が幸せに暮らせる“なかがわ”」という基本理念をどのようにして住民の皆様に浸透させていくのか、お尋ねをいたします。
○保健福祉課長 それでは保健福祉課のほうからお答えをさせていただきます。
まず、「支え・支えられて皆が幸せに暮らせる“なかがわ”」という基本理念は、地域包括ケア体制を整備するために何をしたらいいか、何をしていく必要があるかを保健福祉課職員と村社協職員で考えたときにまとめたキャッチフレーズになります。
職員が日々何を目的に仕事をしているかを考えたとき、住民の皆さんが幸せに

暮らしていけることを目的にしているという結論に至りました。

そして、幸せは高齢者でも子どもでも障害者でも何も変わらないこと、地域に暮らす誰にでも居場所や出番、役割があり、住み慣れた地域で幸せに暮らし続けることができるように、このキャッチフレーズを基本理念としました。

住民へどのように浸透させていくかという質問になりますが、一人一人の支援の場面において、この基本理念を目指す姿とし、支援が必要な方と話をしながら自立の支援を目指しているところであります。

住民全体への広報は計画策定時に行う程度で、まだまだ十分浸透しているとは言えないので、引き続き一人一人の支援における啓発と住民全体への後方に取り組んでいきたいと考えております。

○4 番 (長尾 和則) 大変すてきな理念だと思っておるんですけども、理念を知っていただくということは大変重要かと思うんですけども、一番大事なのは、やっぱりこれを基に行動する住民が増えるということが一番大事なことかと思うんです。

そのためには、具体的な施策っていうのは大変難しいかと思えますけれども、例えばですけども、効果を検証する指標の設置や支え支えられている具体的な事例、これを広く広報して共感の輪が広がっていくような仕掛けづくりが必要なんじゃないかなと私は考えます。

2つ目の質問であります。

本計画策定時に行ったアンケートでは、地域行事や活動へ参加する理由として「地域に住む者の義務」と回答された住民が最も多い結果となりました。義務感ではなく、参加したくなる地域づくりを進めるための具体策はあるのか、お尋ねをいたします。

○保健福祉課長 まず、地域福祉分野での地域づくりは、支える側、受ける側という関係を超えて地域住民や地域の多様な主体が我が事、自分事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで地域を共につくる地域共生社会の実現のことを指します。

地域共生社会の実現と言われ始めて10年近くたちますが、実は全国的にも十分な取組は進んでいません。

後の質問にある重層的支援体制整備事業も地域共生社会の実現に向けた一つの手段と示されていますが、実はこちらにも十分には進んでいません。

村を見ても、価値観の多様化等により、地域における住民同士のつながりが弱まり、御近所につながりが希薄になってきている傾向があります。

地域福祉を推進するためには地域内での人と人とのつながりが大きく関係します。

具体策はあるのかという質問ですが、まだ具体的な取組はありません。

まずは自発的に自分の生活課題を解決する自助により各自の能力を最大限に生かして地域社会に参加する。参加することによって地域とのつながりをつくり、

住民同士が助け合う互助の土壌をつくっていく。

一人一人の支援から課題を出し、住民の皆さんと自助と互助、そして参加したくなる地域づくりについて一緒に考え、具体的な取組を進めていきたいと思っております。

○4 番 (長尾 和則) 参加したくなる地域づくり、これはなかなか、言うはやすしで、実際問題として大変難しいかと思うんです。

私なりに参加したくなる地域づくりの要素っていうものをいろいろ調べてみました。

4点あります。

1点目が住民の方が地域活動へ参加する目的を明確にすること。

2点目、役割を細分化して住民の方が自分事として地域活動に参加すること。

これは先ほど課長もおっしゃいました。

3点目、活動時間を極力短い時間としたりシンプルな地域活動とすること。

4年目、私はこれが一番重要だと感じたんですけども、地域活動の成果をしっかりと住民に実感していただくこと。この実感が次の主体的な行動に結びついていくと思います。

実際問題として、住民の方々の意識改革っていうのは大変難しいことですし、時間もかかると思います。とはいっても、村の理念である「支え・支えられて皆が幸せに暮らせる“なかがわ”」、これを実践するためにはこのところが一番重要な基礎になるかと思えますので、地道に対策を進めていただきたいと思います。

次です。次に人材確保と担い手の育成についてお聞きいたします。

本計画策定時に行った村内の福祉関連事業所、また団体からのヒアリング結果では、人材の確保が難しいとの声が多く聞かれました。私ども議員が議会チョコッと訪問で事業所等を訪問した際に同様の声を聞いております。

本計画では地域福祉の担い手の育成、確保がうたわれていますが、具体的な対応は今後どのようにしていくのか、お尋ねをいたします。

例えば村内で福祉関係ボランティアを希望する個人や団体とボランティアを求める団体をつなぐ地域福祉人材バンク的な仕組みの創設はできないか、お聞きをいたします。

○保健福祉課長 令和5年度に計画を策定して以降、実は、介護保険事業では昨年度——令和6年度から事業所の経営者や責任者に参加いただいて介護保険事業の持続性について協議を始めました。協議を始めて以降、3事業所で理事長、経営母体が替わり、事業所が特徴を生かしながらここに事業継続を目指して奮闘いただいております。事業所によっては職員も何とか確保できている状況と聞いております。

児童福祉部門では、令和5年度から関係事業所によるネットワーク会議を実施し、情報の共有、課題の整理を行い、今年度から事業を維持、継続するための補助金制度も策定しました。

来年度には特定地域づくり事業協同組合の設立も予定されていて、課題である

福祉人材の確保も解消されていけばと期待をしております。

少子化はあらゆる分野での人手不足を招いており、今後も一層深刻化していくことが懸念されております。

福祉分野は人の手、人の力が必要な分野ですが、資格を必要とすることも多く、福祉分野全体として人員確保、担い手育成をしていく必要があります。引き続き事業所とともに人材の育成、確保に取り組んでいきます。その中で議員の御提案の地域福祉人材バンクについても検討していきたいと思っております。

○ 4 番 (長尾 和則) ケア労働者の人材確保というのは、これはもう全国的に難しい問題ということで承知しております。

国でも対策を策定中のケア労働者の賃金や労働環境の改善、実際問題としてこれが進まないとなかなか福祉分野での人材確保は進まない、これは間違いなく事実であると思います。

とはいっても、そのことのみには頼ってはいは、村内の福祉関連事業所や団体の悩み、これには対応できないと考えます。まずは村の社会福祉協議会と協力して村内にお見えになる地域福祉に関わりたい人と事業所、団体とのマッチングの仕組みづくりから始めることが即効力があると思はれます。

そこで、地域福祉人材バンクの事例について調べてみました。県内であります。

安曇野市では今年度からこの制度を始めたようであります。やはり安曇野市社協が中心となって進めております。

健康づくりや福祉の推進、安全・安心の地域づくり、サロン活動、または講座等の分野に、市民の方が、地域福祉人材バンク——補足しますけれども、「人材」の「材」は「材料」の「材」ではなくて「財産」の「財」です。「財産」の「財」を使う人材バンク。人材バンクに自ら登録いただいて、事業所や団体とのマッチングを図っているようであります。

こういったことも参考にしながら着々と取組を進めていかないと、やはり人材の確保っていうのは難しいかと思はれますので、ぜひそういった面も御一考いただけたらよろしいかと思はれます。

次に福祉の場づくりについて質問をいたします。

本計画の「場づくり」に関する主な施策の中に「高齢者や障がい者(児)、子育て世代、子ども等、地域に暮らす様々な人が集うことのできる交流の場の設置について検討する」とありますけれども、今後どのような交流、居場所の整備を構想しているのか、お尋ねをいたします。

また、新しい学校完成後の東西小学校校舎を活用する構想はあるのか、お聞きをいたします。

○保健福祉課長 村では、望岳荘にある高齢者憩いの家をはじめ、高齢者の居場所や子どもの居場所が少しずつ整備されてきています。

また、それぞれの居場所は、高齢者や子どもと利用者を断定することなく、誰もが行くことのできる居場所にもなっています。

様々な人が集まり交流できる居場所を整備することは地域共生社会の実現につながっていき、とても重要なことだと考えております。

今後、村では新しい学校建設に合わせて児童館の建設を予定しています。

また、望岳荘の在り方検討の中では高齢者憩いの家についても検討がされていくと思はれます。その中で様々な人が集まり交流できるような場所になるよう検討していければと思っております。

東西小学校の空き公社の活用については、まだ検討が始まっていないので、現時点での構想はありませんが、検討が始まったところで考えていきたいと思っております。

○ 4 番 (長尾 和則) だんだんと様々な世代の方が交流する場が設けられてきておるということで、大変結構な傾向かと思はれます。

実際問題、村の中長期的な財政の問題もありますんで、多額の費用をかけて、場づくり、これを進めることは現実的ではないと確かに思はれます。今ある施設の枠組みを見直す等して、どんな課題を解決する場にするのか、こういった視点を大事にしていきたいと思はれます。

これは私が個人的に考えた例えばですけれども、例えばそこにあります社協のいわゆる荘を多世代交流の場としたり、今は子育て世帯を対象としているバンビーニ、チャオの2階にありますけれども、あそこの2階でいいのかという議論があることも承知しておりますが、あそこを別の場所に、平屋等に移して、さらに広い世代の方々交流できる場所にする等の施策を私は考えます。

いずれにしても、費用をかけるのではなくって、知恵と工夫で交流の居場所づくりを今までどおり進めていただくのが大変現実的かと思はれます。

それでは、次に重層的支援体制と相談支援の整備について質問いたします。

本計画の第5章で掲げる重層的支援体制整備事業では、複雑化、複合化した課題に対応するため相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するとありますが、体制の整備はどこまで進んでいるのか、お尋ねをいたします。

また、今後の実施スケジュールについてもお尋ねをいたします。

○保健福祉課長 重層的支援体制整備事業、こちらは地域共生社会をつくる一つの手段で、先ほども申しましたが、一つの手段となります。

地域共生社会をつくる必要のある背景には、縦割りの制度のはざま暮らしにくさを感じている方々が多くいる現実があり、誰一人取り残さない、支援が行き届く社会にすることがあります。

事業の内容としては、包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ支援事業、参加支援などがあります。

中川村では地域包括支援センターを中心に取組を進めています。

令和6年度の保健福祉課内の係再編の際に包括的相談支援事業を進めるために福祉相談係を設置し、こども家庭センター、保健センターと協働して支援ができるよう、支援会議等を実施しています。

重層的支援体制整備事業を本格的に実施すると国の交付金を活用することができます。これは保健福祉課の各係で行う事業について横断的に整理して事業費を一本化する必要があります。具体的には、障害者や子育て支援に関する国庫補助金と介護保険事業の国庫補助金を一本化して国に申請することなどです。

どの係が担い、どう進めていくか、体制整備が実は進んでいない現状です。今後、村の財政も厳しくなっていく中、国や県の補助金や交付金を活用して事業を進めていくことが重要となりますので、まず事業について理解を深め、各係が担う事業の整理を行いながら、重層的支援体制整備事業を本格実施できるよう体制整備を進めていきたいと思っております。

○4 番 (長尾 和則) 分かりました。

重層的支援体制って非常に形式的なかしこまった言葉ですけれども、これは国が使っておるわけでありましてけれども、要は、既存の福祉分野、いわゆる高齢、障害、子育て、生活困窮といった既存の福祉分野の縦割りを超えて、地域全体で包括的、言い換えれば地域全体で助け合って対応していこうということだと思えます。

そうやって考えると、先ほどの「場づくり」の話と関わってくるんですけども、福祉分野の縦割りを超えて、ワンストップ的な地域福祉体制、これを具体的に構築するためには、中川村総合福祉センターの設置が理想的ではないかと私は考えます。

これについては昨年3月の定例会で私が一般質問して、その際の村長の回答は今後研究していきたいというものでありました。

総合福祉センターができれば、村民の皆様から見てどこに相談していいかわからないという悩みは解消されますし、それぞれの福祉分野で働いてみえる方々からすれば、それぞれの分野の連携が強化されて、これはまさしく重層的な支援が可能になると思えます。

加えて言うなら、総合福祉センターに社会福祉協議会も入ることによって、本計画の中でもうたわれております多機関協働事業、これも先ほど課長がおっしゃいました。多機関協働事業がスムーズに実施できるようになるとも考えます。

ただ、先ほども言いましたとおり、村の財政を考えると大きな費用をかけて総合福祉センターを設けることは好ましくないと考えますので、新しい学校ができた後の東西小学校校舎を活用する等の計画が現実的であると私は考えます。

いずれにしましても、重層的支援体制の整備は地域共生社会を目指す地域福祉計画の核だと思っておりますので、今後とも積極的な取組をお願いしたいと思います。

次です。次に、複雑な課題を抱える世帯へのアウトリーチ支援、補足ですが、アウトリーチとは必要な助けが届いていない人に対し行政や支援機関が訪問支援などでアプローチを行うこととなります。アウトリーチ支援を行うための人員、仕組みづくりはどうなっているか、お尋ねをいたします。

○保健福祉課長 アウトリーチ事業——訪問相談支援事業は、地域活層支援センターの業務を委

託していますソーシャルファームなかがわとともに取組を進めております。

アウトリーチ事業は、自ら相談できない人、支援の拒否等により必要な支援が受けられない人に訪問等により積極的に関わり、継続的に支援を行う事業です。よって、支援が必要な対象者に面談するための方法がそれぞれ違い、会うまでに時間がかかったり、なかなか支援が進まなかったり、とても難しい事業です。人員確保、担い手の育成をしながら地道に取り組んでいくしかないかなと考えております。

○4 番 (長尾 和則) 分かりました。

まず福祉じゃなくって、訪ねる、見つける福祉と、これは大変重要なことだと思えますし、福祉を支える手段として大切なものだと思います。

ただ、支援を必要としながらもなかなか御自身が相談機関に来られない人に手を差し伸べるといことは、行政だけの公助、いわゆる公の公助だけではどうしても限界があるかとは思っています。住民参加型の互助や共助、これを軸に地域住民やボランティア、若者、高齢者を巻き込んだ活動が有効的であると考えます。

ただ、個人情報保護が求められる現代ですので、なかなか住民参加型のアウトリーチっていうのは難しい面があると思えます。

しかし、助けを求めている人を救い出すことは地域共生社会を築いていく上で大変重要な点だと思いますので、これについても引き続き創意と工夫を凝らして取組を展開いただきたいと思います。

最後に計画の推進体制と評価について質問いたします。

本計画を効果的に実施していくために進捗状況の評価、検証する旨が計画の中でうたわれています。具体的にはどのように実施するのか、お尋ねをいたします。

また、村民や福祉関係者が参画する評価、見直しの仕組みは設けるのか、併せてお尋ねをいたします。

○保健福祉課長 地域福祉計画は高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などの個別計画の上位計画として策定をしています。

高齢者と障害者の個別計画は3年に1度改正し、その際、評価、検証をしています。それぞれの個別計画を策定するときに合わせて地域福祉計画の評価、検証も実施したいと考えています。具体的には来年度が策定の年となります。

地域福祉計画は、策定委員会を設置し、委員は福祉団体や福祉施設関係者に委嘱しています。また、前は応募がありませんでしたが、委員の公募もしています。進捗状況の評価、検証は策定委員会で実施していく予定です。

地域福祉計画は社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と連携しながら事業を進めていくとされています。

しかし、中川村社協ではこの計画を策定しておりません。社協は地域福祉を推進する中心的な団体として位置づけられていますので、計画策定を促しながら、社協とともに地域福祉の推進を図っていききたいと考えております。

○4 番 (長尾 和則) 本計画の中にもきちんとうたってありましたけれども、評価、

反省のところはP D C Aをきちんと回していくんだということが書いてありましたし、今、課長にもおっしゃっていただきました、公募委員なんかも参加して幅広い分野でチェックしていくということですので、お願いしたいと思います。

また、今聞いていて思ったんですが、社協にもうちょっと絡んできてほしいというお話、私もこの問題を取り上げるに当たっていろいろ、課長にもいろいろヒアリングさせていただきまし、勉強もしましたが、もうちょっと村の社協がこれに絡んでこない、ほかの行政も聞くとかかなり社協が絡んできていますので、村がやっていないというわけではないんですけれども、もうちょっと積極的にこれに関わってきていただきたいなど、ここで希望しておきたいと思います。

以上でありますけれども、中川村の地域福祉の推進、これは、やっぱり制度の整備だけじゃなくって、住民参加の設計、これには社協も含まれると思います。担い手が生まれる仕組み、成果の見える化等によって初めて前進するものだと思いますので、今後とも村民一人一人が支え支えられたいと思える地域社会を共につくっていくように、政策レベルでの前進を期待したいと思います。

それでは次の項目の質問に入らせていただきます。

2項目めは「中川村ブランドの確立と魅力発信の強化について」質問をさせていただきます。

中川村は、豊かな自然環境や雄大な景観、高品質な農産物、温かな人のつながりなど、多くの魅力を有しています。

しかし、こうした魅力を体系的に整理、発信しておらず、中川村ブランドとしての認知が十分に確立されていない現状があると考えます。

このことは、令和3年12月に実施された日本で最も美しい村連合の資格審査においても今後の解題として提起されております。

今後この課題に取り組んでいかないと、村外から見た中川村の魅力度や印象が限定的なものにとどまり、観光振興や移住促進、地域生産品の販路拡大に広がりを見いだせない状況が継続してしまうと考えます。

そこで、まず現状の認識について質問をいたします。

村のイメージや特徴が外部に一貫して伝わっておらず、中川村ブランドが確立されていない現状をどう見るのか、またその現状に至っている村の特性や歴史的背景についてどのようにお考えになっているか、村長の見解をお尋ねいたします。

○村 長 まず私が思うところの村の自然環境の特徴であります、扇状地の末端を蛇行して流れる天竜川が削り込んだ河岸段丘上に営まれる散居風景と、陣馬形の成り立ちについて正確にはちょっと分かりませんが、陣馬形山から一望できる木曾山脈と伊那谷にあるというふうに思います。

長野県ではどこでもできる果樹に加えて、地域限定のブランド市田柿が作られる地域の一つであること、また急峻な地形に棚田が開けておりまして、そこでは特別栽培の酒米を使った日本酒が造られ続けていること、そして、ちょっと見方を変えますと、江戸末期に上方の人形遣いにより伝えられた人形浄瑠璃が最近復

活して上演されているということ、これらは私を含む村民の多くが村を代表する景観、産業、文化的な伝統に挙げるものというふうに思います。

信頼のおける品質、規格、独自性などの点で他市町村と比較したときに抜き出ているとは言えないとも感じているということではないでしょうか。

曾我前村長の次代に天の中川のロゴマークをつくって、このマークを出荷農産物の品質を保証するものとして村を売り出そうと、こういう構想がありまして、かなり議論をしたことがございます。結果としてまとまりませんでしたけれども、これに代わるものとして日本で最も美しい村のシンボルマークを出荷農産物等につけて売り出しておりますけれども、その量が圧倒的に少なく、また日本で最も美しい村の認知度の低さもあって、知られていないのが残念ながら現状でございます。

今年10月4日5日にかけて、冒頭の御挨拶でも申し上げましたが、インターネットの上で唯一、中川村でできる様々な体験をN F Tパッケージ商品として売出しをしまして、体験ツアーを行ってきたところでございます。参加者は実質8人と少なかつたわけですが、今後この手法を試しながら村を訪れてもらい、ファンを増やす取組を増やしていきたい、こういうふうに考えております。

今までの取組は、インターネットを通じて村を売り出してはいるものの、一貫性に欠けるのか、あれもこれもで特徴が出せているとは言えないということも言えるかと思えます。村に関心を持つ人、関係人口の増加につながっていない点がまだまだ——まだまだというか、非常にもどかしい、こういうふうに感じているところでございます

ここで正直に申し上げますと、いろいろ、こういうもどかしい、どういうふうにしていったらいいんだろうというふうなところで登場するのがA Iでございます、これに問いかけてみました。

そうしたら、中川村のブランドについては、農産物、例えば果樹ですとか棚田のお米などであります。や、それと先ほど私が申し上げた特徴のある景観、そして文化、体験、これらを一体で語るストーリー型、これの地域ブランドとして育てるのがいいだろうと、それで、この戦略が必要だというようなA Iは答えを出しておりました。

したがいまして、私もここら辺の整理がよくできておりませんが、また議論の中で深めたいと思っております。

○4 番 (長尾 和則) 村長とも課題の共有、認識できたと思います。

今、村長の様々な当村の魅力を語っていただきましたけれども、本当にたくさんあると思います。

ただ、それがあのに伝わっていないと、こういった状況が続くと、やっぱり機会の損失——機会の損失っていうのは、これは今までも少なくないと思います。やっぱり、その解消には、体系化された中川村のブランド戦略、これが不可欠だと私は考えます。

今、村長がA Iのお話をされましたけれども、私も個人のA Iでいろいろ、これをA Iに聞いてみると、やはり、おっという答えは返ってきます。ちょっとこれから申し上げることとも関連しますが、そういったものも利用しながら、当然、人間の発想するのが一番いいかと思しますので、そういうのも参考にしながらいろいろ考えていきたいと思えます。

次に副村長にお尋ねいたします。

副村長は過去に県職員として豊富な経験をお持ちですが、長野県全体の視野から見て中川村の魅力はどのように映るか、お尋ねをいたします。

また、副村長は長野県のブランド戦略であるしあわせ信州の策定にも関わってこられたとお聞きしていますが、地域ブランド効果についてどのようにお考えになるか、お尋ねします。

○副 村 長 私には、県職員経験から、中川村の魅力はどのように映るかのお尋ねをいただきました。

本村の魅力につきましては、第一に雄大な自然環境が挙げられます。陣馬形山からの眺望、河岸段丘が形づくる独特の地形美、イチョウ並木、これをはじめとする四季折々の風景は県内でも顕著な資源であるというふうに思っておりました。

2つ目には食の魅力であります。リンゴやブドウなどの果樹はもとより、ニホンミツバチの蜂蜜、棚田で育てた米を材料とした地酒、加工品等につきましては、地域の物語性と結びつく重要な資源だと思っております。

第三に、自然と共生する暮らし、文化の交流であります。キャンプ場の活用、ハチ博物館、それから美術館など、自然、学び、芸術を横断する体験価値が形成されております。特にハチ博物館の展示については、初めて御覧になれる方はとても驚かれる方が多く、インパクトがあるなと感じておりました。

また、今申し上げた魅力ですが、それぞれを結びつけて発信していくことで中川村の魅力向上に大きな効果をもたらすのではないかと考えておりました。

次に、地域ブランド効果についてどのように考えるかお尋ねであります。

地域ブランドとは、地域固有の資源やストーリーに基づき産品、観光、暮らしの価値を統一的に訴求し、信頼、選好を獲得する取組でありまして、期待される効果としては、地域資源の付加価値向上、観光客の誘致、地域経済の強化、雇用創出、そして住民の誇りと一体感の醸成が挙げられ、結果として持続可能な村づくりにつながるものと認識をしております。

一方で、地域ブランドを確立するためには、潜在力の見極め、企画力、組織力、販売力の強化、そして地域内の合意形成という高いハードルが伴います。

さらに、戦略を立て、長期的で持続性のある取組をすることも大切であり、そのためには課題が多くあると承知しております。

地域ブランドは簡単にできるものではありませんが、村では、現在、観光ビジョンの策定が進められておりまして、その検討の中で村内の様々な立場の方にワーキンググループとして議論を深めていただいております。こうした機会に出され

た一つ一つの意見を大切に、住民の皆さんと合意形成を重ねて中川ブランドを進めることができれば、中川村の認知度向上と持続可能な村づくりにつながるものと考えております。

以上でございます。

○ 4 番 (長尾 和則) さすがにブランド戦略に関わってこられた方だけあって、ブランドの重要性、また難しさをよく御存じだと思って聞いておりました。

やっぱり副村長には中川村を外から見てきた強みっていうのがあるかと思しますので、今おっしゃっていただきましたけれども、有効的に村のコンセプトに落とし込んでいただけるといいかと思えます。

また、地域ブランドの知見も多くお持ちでございますので、ぜひ今後、中川村のブランド構築、難しいというふうに今おっしゃっていただきましたけれども、重要であることは御認識されておるようですので、ぜひこれからもお力を発揮していただけたらいいかなと思えます。

次に、中川村ブランドの確立に向けて私の提案を述べて、関連質問をいたします。

村の歴史、自然、人の営みを再整理した上で中川村らしさを言語化、可視化したブランドコンセプト及びそれを一言で表現するブランドスローガンの策定を提案します。そして、観光振興や特産品販売を村外向けに実施する際、それらを統一的に活用してはどうでしょうか。

また、ブランドコンセプト及びスローガンを策定する際は、中川村らしさを村民自身が語れる環境を醸成するため、地域住民、事業者、農業生産者、若者が主体的にブランドづくりに関わるワークショップ等を開催したらどうでしょうか。

以上の提案に対するお考えをお聞きいたします。

○地域政策課長 御提案いただき、ありがとうございます。

中川ブランド確立には多くの関係部署が関わることになるかと思っておりますので、企画部門担当の私のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

先ほど村長の答弁がありましたとおり、中川村ブランドの確立にはストーリー型の地域ブランドとして育てることが必要と考えております。議員の言う村の歴史、自然、人の営みを言語化するということにもつながるのではないかと考えております。

ブランドコンセプトを策定するには、議員のおっしゃるように、言語化し、方向性を統一し、ほかとは差別化できるようなストーリーの組立てが必要ではないかと考えておりました。提案いただいた多様な方々が携わるワークショップの開催についても参考にさせてもらい、庁内横断的に検討してまいりたいと思っております。

○ 4 番 (長尾 和則) 今、課長から前向きな御答弁をいただきました。大変いい傾向かなと思って聞いておりましたけれども、ブランド戦略を通じて中川村らしさを一本の軸に束ねていくことが村をアピールすることに通じると、課長が今おっ

しゃいましたけれども、これは非常に有効だと私も思います。

言葉を変えて言うと、こういう言い方はあまりしないかもしれませんが、名刺の肩書が一貫する、こういう言い方があります。名刺の肩書が一貫する効果で、少ない投資でも発信力が相乗的に――加算的にじゃなくて相乗的に上がっていくと考えます。

具体例を1個申し上げますと、伊那市の例を申し上げます。

伊那市は今年8月に地域ブランドスローガンを発表しました。「森といきる 伊那市」です。新聞報道等で御覧になった方も見えるかもしれません。

その背景と目的について伊那市では次のように発表しています。「これは自然と人の営みに根ざした、持続可能で、そしてあたたかな生き方を未来へつなぐ宣言です。(中略)人口減少や価値観の多様化が進む今こそ、暮らしの根本を見つめ直し、地域の強みや魅力を再確認しながら、市民が誇れるまちを育てていきます。」とあります。

恐らく伊那市職員の名刺や今後行われる外向けの情報発信の際には「森といきる 伊那市」が統一して使用されるものと思われまます。これによって伊那市の発信力が相乗的に上がっていくことは十分に予測できることだと思います。

伊那市のほかにも長野市、松本市、大町市、安曇野市でブランド戦略を行っていますし、先ほども申し上げましたけれども、長野県でもしあわせ信州のブランド戦略を展開しているところでもあります。

飯島町の前町長が事あるごとに「まじいいいいじま」っていうのを大声で叫んでいましたけれども、これを立派なブランド戦略であったと思います。

現段階で県内の町村レベルでは目立ったブランド戦略を展開しているところはないようですので、逆を言えば、今立ち上がれば語ったブランドが光る可能性があるということかもしれないので、ぜひ前向きに御検討をお願いできたらありがたいと思います。

次の提案です。

観光、移住、産業などの情報発信を横断的に調整するブランド推進チームの設置を提案いたします。

具体的には、中川村第6次総合計画後期計画、第3章 分野横断施策のうち「地域資源を活かした経済の活性化」の中にブランド推進チームの役目を加えたらどうかと考えますが、村のお考えをお尋ねします。

ブランド推進チームの設置をといた御提案をいただきました。村の第6次総合計画後期基本計画の中の分野横断の4「地域資源を活かした経済の活性化」の分野横断施策にブランド推進チームの役割をとのことであります。

第6次総合計画の後期基本計画では、分野横断施策を複数の部署や機関が連携して取り組むべき重点的な施策として位置づけをしています。

また、分野横断施策の「地域資源を活かした経済の活性化」の中でも農産物のブランド構築の推進などを掲げており、観光や移住・定住、産業振興などと連動

○地域政策課長

しながら進めていくべき分野であると認識をしております。

中川村ブランドの確立を目指すには、観光、移住、産業、ふるさと納税等、関係する部署は多岐にわたりまして、先ほどの答弁のとおり、庁内横断的に検討する課題だと認識しております。

議員より御手案をいただきましたブランド推進チームをどのような形で立ち上げていくかは、企画委員会や横断的な庁内検討会議、もしくはプロジェクト会議等で検討を行っていきたいと考えております。

○4 番 (長尾 和則) 分かりました。

せっかく後期計画の目玉として分野横断施策を実施するわけですから、うまく中川村ブランドを注入していただいて、それを核にして村のブランド戦略を大きく膨らませていただくことを期待したいと思います。

最後の質問になります。

日本で最も美しい村連合の資格審査における今後の課題の中に歩く楽しみやサイクリングの楽しみの提供、共有がうたわれています。

私が2023年6月定例会で一般質問した村をロコモーションの郷として村の地形を生かした歩行運動のメッカとしたらどうかとの提案は中川村ブランドの一翼を担えると考えますが、村のお考えをお尋ねします。

○地域政策課長

前回の御提案では、箱物や新たな観光施設を設ける必要はなく、村内の道路や登山道を利用して、幾つかの特徴あるコースを活用して中川村を歩行運動の里としてブランド化をとの提案だったと認識しております。

御提案いただいたとおり、村は起伏に富んだ地形でありまして、日本で最も美しい村連合にも評価されている豊かな自然や景観を楽しめる箇所も多々ございます。こうした地域特性を生かして歩くことなどを通じて村内の魅力を体験していただくことは、美しい村連合の施策審査の際に御指摘いただいた歩く楽しみやサイクリングの楽しみの提供、共有にも合致しまして、中川村ブランドの一翼を担えるものと考えられます。

継続的な運動での健康寿命の延伸による各種医療費の抑制や歩く観光での交流人口増加ということも期待できるところでもありますが、こういった設定をして、推進して継続してもらうには何らかのインセンティブが必要とも考えております。

村では、現在、電子地域通貨の研究を進めているところではありますが、その中で実績に合わせてのポイントの付与などをすれば、より達成感や一つの目標づくりにもつなげることができるのではと考えます。

こうした観点から、ロコモーションの郷づくりの考え方を中川村ブランドの取組や電子地域通貨の検討の中で研究の一つの項目として位置づけられないか、関係部署と今後検討していきたいと思っております。

○4 番 (長尾 和則) 手前みそで恐縮ですけれども、ロコモーションの郷構想は自然掛ける健康掛ける体験を実感いただける施策だと私は思っております。この掛け算であるところがみそです。これも足し算ではない。

中川村の魅力を費用をかけずにインパクトをもって発信できると思いますので、これは今、課長もおっしゃっていただきました。ブランド戦略の一翼を十分に担えると考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

さらに言うと、その構想は既存の政策とバッティングしませんし、村の総合計画等の上位計画の課題解決としても位置づけられますので、ぜひ御一考をお願ひしたいと思います。

以上で2項目めの質問も終わりますけれども、中川村らしさをブランド戦略を通じて村外へ一貫して伝えていくことは、観光、移住、産業の各分野を単に盛り上げるだけではなくって、村民一人一人がこの村の住んでよかったと感じられる誇りの情勢にもつながると考えます。

また、ブランドとは、つくった瞬間に完成するものではなくって、行政と住民が一緒に育てて磨き続けていくものだと思います。さらに言えば、そのプロセス自体が地域コミュニティを豊かにして、未来の子どもたちに受け継がれていく文化や景観を守る力になると私は信じております。

村が今後中川村らしさを言語化して村内外に発信していく取組を進めていただくことを期待するとともに、私自身も議員の立場から、そして一人の村民としてブランドづくりの担い手の一人でありたいと考えております。

以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長 これで長尾和則議員の一般質問を終わります。

次に9番 大原孝芳議員。

○9番 (大原 孝芳) 私は題としまして「放置資産を考える」という題で質問したいと思います。

まず、放置資産という言葉は聞き慣れない言葉ですので、ちょっと前段で説明をさせていただきたいと思います。

私が放置資産という言葉を目にしましたのは10月16日の朝日新聞の記事でございました。この記事につきましては2週連続で取り上げられましたので、この記事を読んでいる中で、これはまさに今の中川村にぴったりの問題だなと、そういう意識を持ちました。

どういうことかと申しますと、放置資産——放置された資産というような考え方でございます。これはどういう言葉の定義かと申しますと、皆さんも調べていただくに出てくるんですが——たまたまこのことに関連しましたのが明治大学の現在の准教授でございます片野洋平さんという方が細かく書かれております。

放置資産っていうのは一般に放置された資産だということなんですが、こういうものがあるかっていうことは、過疎地に固有なものとしては放置財、つまり放置された——「資材」の「材」ではなくて「財産」の「財」と書かれています。

それで、どういうふうに言っているかといいますと、「これは所有者が離れて住んでいて、資産は複数あることが多く、管理意欲が弱くて管理に負担を感じてお

り、故郷に戻ることを望んでいない。そして、今後の管理や利用をどうしていいかわからず困っている、などの特徴があります。」と、「さらに、所有者みずからは売却する意思も弱い」、こういった定義で、放置資産——以下放置財と読みますけど、こういったことを述べられております。

そして、まず片野先生っていう方がやられたことは、山林をどういうふうに扱うかということで始まったそうです。

まず片野先生が始めたことは、鳥取県日南町という町があります——あるそうです、ごめんなさい。鳥根県と広島県の境に接しているんですが、ここは砂鉄と木炭を使って鉄を作って、たたら製鉄って、皆さんいろいろ聞いたことあると思うんですが、非常に太古の古い時代から、刀を作るのにいいっていうような、そういう原始的な手法で鉄を作っているところらしいんですが、彼は、そのときは明治大学ではなく鳥取大学にいらっしゃったときに日南町のこうした問題について一緒になって考えてきたと。

それで、まず放置財として何を扱ったかっていうと、山林を扱ったそうです。

つまり、この町の中で——これは人口が、調べましたら3,400人くらいの今は小さな町なんですけど、90%が森林ですので、山林については非常に産業として成り立っていたということでありまして。

にもかかわらず、この町の方々が、例えば町内に住まれている方もしかり、それから出られた方も、山をどうしても管理できないと、それで山をどうしても町で引き取っていただきたいというお話があったそうです。

しかし、今までの例ですと、なかなかそういったものを——これは、買い取るっていうよりも、寄附でいいから何とか引き取っていただきたいと言ったそうです。

しかしながら、そういった手法等、周りにはございませんので、片野先生が日南町の農林課の職員の方と一緒に苦心し、そして村では2017年度から約13人、約118筆、計39ヘクタールの山林を村の資産としていただいたと、そういうことが記事に載っていました。

したがって、中川村でも恐らく——この前、私が地籍調査係の担当者として話をしたときに、こういう話を私はこのときにはもう知っていたもんですから、中川村でも、山林を地籍調査して、立会いしますよね、そうしたときに山を何か寄附したいとかいう方はいらっしゃるのかってお聞きしたんです。そしたら、いるそうです。

しかしながら、担当者も、恐らく、そういった山林を村に寄附してもらおうとか、そういうことに対しては何の知識も持っていないと思います。したがって笑い話で終わったかもしれません。

しかしながら、実際にこうやって困っていて管理できない山を、実際にこうやって公共団体が、自治体がきちんと寄附を受けている、こういった実態があるもんですから、ぜひ、私は、これを機会に、村の今の立つ位置と、それから、こういったことができるのか、あるいはできないのか、それから、そういう人たちに対し

てどのようなアドバイスができるかっていうところをちょっと一緒になって話をしていきたいと思います。

前段、私も議会で1回、ここにも何か一緒に、総務経済委員会で行ったと思うんですが、根羽村です。根羽村では、もう既に——根羽村は御存じのとおり森林組合を村で持っていて、根羽杉ですごい有名なところなんです。それで、村長さんが森林組合長さんをやられてというところですので、私が村長にお聞きしたときには、積極的になっていうか、山林を所有していると、そういうようにおっしゃっていました。

したがって、中川村で今後こういったことが可能かどうかということ、それから——今日も、2番議員とか、皆さん、今の4番議員も、非常にもう前向きに村をどうしようかって積極的にいろいろ御議論されておるときに、私みたいなのはどっちかっていうと、何だ、後退するような意見かと思うんですが、しかしながら、現実としてこういう問題は少なからず出てくるかと私は思います。

したがって、ぜひ、こういった行政がそういった人の財産を所有していくってということについてちょっとここで議論していただいて、今後、皆さんの中で御議論いただければいいかと思います。

じゃ、ちょっと順番でお話をさせていただきたいと思います。

私のまず用意したのは村内で放置財として把握している不動産はあるかっていう質問なんです、つまり、過去にこういった村の困っている財産とか、村内に住まわれている方かもしれないし、また村で生まれて都会に出られた方かもしれませんが、そういうことで、村としてそういう財産を——あ、放置財として、こういう認識をしている土地っていうのがあるかどうかということをもっとお聞きしたいと思いますが、どうでしょうか。

いいですか。そういう財産として、放置財というか……。ちょっとごめんなさい。ちょっと伝わっていますか、いいですか。

○建設環境課長

放置財、放置資産の中の空き家——空き家のことについて若干状況をお知らせしておきたいと思います。

放置財として把握している不動産はあるかというものの一つで、空き家のことであります。

空き家につきましては、建設環境課のほうでは今年7月から地域おこし協力隊員が家屋調査を現在進めています。現在は外観の調査などを中心に行っておりまして、今の時点のデータとしましては、調査対象物件が184件、これは令和4年の空き家台帳を基にしておりますけれども、このうち空き家バンクへ登録済みや解体済み、もしくは居住しているというような判断が48件、空き家としての判断が130件、未調査が6件というような状況であります。

それで、今後は外観調査から引き続いて具体的な建物の調査や所有者の意向調査に入っていくということで、現在、空き家に関してはこういった家屋調査を進めているというような状況であります。

○9番 (大原 孝芳) 今、あれですね、建設環境課長のほうから空き家についての件数等をいただきまして、放置されている空き家というようなことで話をいただきました。

それで、あれですか、例えば実際に、この新聞記事でいきますと、寄附を受けたのは、山林なんかは直接寄附を受けているんですが、例えば土地とか建物についてはまだ直接受けていないんです。ただ、そういう可能性はどうかっていう話ですので、中川村でも多分それはないと思うんですが。

あと、じゃ、空き家は今お聞きしましたので、あれですか、例えば山林なんかで、例えば中川村の山林でちょっと手に負えないから村として引き取ってほしいとか、それから、あと、耕作地はなかなかちょっと考えにくいんですが、ちょっとそこら辺について分かる——分かりますか。お願いします。

○産業振興課長

ただいまの御質問です。山林につきまして、正確に山林で寄附を受けたという面積については、申し訳ありません、ちょっと通告になかったので、そこは調べてございません。

ただ、相談は実際にございます。最近はこちらではないんですが、一時期、寄附をしたいということがあったんですが、寄附を受ける場合にあっては、よほどの計画があるとか、そういった場合、村の施策に乗っかる部分があるか、そういったことを含めて検討した中で寄附を受けるという形を取っておりますので、現在、それで山林の寄附を受けたという実績については、ちょっと今はお答えできないんですが、当時——官行造林が陣馬形の下のほうにございます。あそこは約100ヘクタールほどなんですが、官行造林の契約が切れまして、その山林については一括して村が寄附を受けたという経過がございます。

ですので、村とすると、放置財というか、村のほうには山林の経営計画がございますので、そこを放置しているという解釈にはなってこないと思います。

それで、もう一つ、農地については難しいというお話がございましたが、農地については、やはり農地法とか自治法との関係がございますので、なかなか寄附に至るまでには、こちらもやはり相当の計画等があればになりますけれども、農地を農地のまま寄附を受けるということはないということになります。

あと、山林に戻りますけれども、森林管理制度が設けられまして、令和3年から5年に、大草、四徳、こちらでアンケート調査を行っております。村内全体のアンケートではございませんが、片桐地区、葛島はこれから行う予定ですが、この中で山林の管理を何もしていないという率——パーセンテージでいくと57.6%の方が「何もしていない」という回答をいただいております。

それで、地区、面積、区域ですとかは限定になるんですけれども、こういった回答を受けて、放置されているという放置財、いわゆる放置財と言われる部分については、その回答のあった面積、269ヘクタールくらいが放置財と言われる方をとする部分になるのかというふうに考えます。

それで、また農地についてにちょっと話は戻るんですが、農地については、耕作放棄地、こちらは農業委員会が中心となって調査を行っております。

それで、荒廃農地、または遊休農地、要するに手をつけていない部分という、農地として手をつけていないと考えられる面積は約48.6ヘクタールございます。

この中で、もう荒廃している、よほどのことがない限り農地に戻すことが厳しいという面積でございますが、それがその中の20.1ヘクタール——うち20.1ヘクタールという面積が調査の中ではっきりしてきている面積でございます。

以上です。

○9 番 (大原 孝芳) 今、山林と、農地についても山林化しそうなものについての話をいただきました。非常に多いということもありますし、現在、村でも私が思った以上に把握されていると思います。

それで、これからが本題なんですが、片野准教授が一番言いたいことは何かって言うと、ここにも書きましたが、空き家や農林業等の問題を個別の事案としてではなく放置資産として捉えることが大事と言われているんです。

ということは、例えば、ほっておけば、それはもう当然、個人のものだとして置いておけば、それ以上手がかからないものですから、必ずそれ以上という…。

農地については農業委員会の一つのブレーキがかかるものですから少し進むんでしょけど、空き家についても、例えば特定空家のような法律があれば危険ですから壊せばいいって話になるんでしょけど、例えば、ちょっとあまり細かくは言えないんですが、私の知っているところでも、まだすごく立派な建物が残っていて、それで、十分住めるんです。それにもかかわらず、もうここところ10年ぐらいは放置されていますよ。つまり、本当にもったいないんです。

それで、状況は、さっき私が申したように、都会へ行かれて、それからずっとここは空き家状態になっていて、一時、ここで生まれた御主人が東京都で働いて、それで、一時、退職とともに帰ってきていて、一緒に私たちと地区に入られていたんです。しかしながら、亡くなっちゃってからは、もうどなたも来ない。それからずっともう放置されていますよ。

そういうのを見ていて、私はいつも見ていて本当にもったいないと思ってますし、何か手だてがないかなと思って見ていて、空き家の問題を私もここで度々質問するんですが、私たちとか行政がどうかしようって、なかなか、それこそ言いにくいんですよ。そういうときに何らかの方法があってもいいんじゃないかなっていうことをまず考えます。

それから、過去にも、ここで出たか——本会議で出たかどうか分からないんですが、例えば、事例を出してしまいますが、坂戸橋の、今度「ぼれぼれ」さんがしっかり今やっていただくようになっていますが、坂戸旅館さんも本当にまだ外から見る限りはしっかりしている建物で、当時、何とかしたいよねって言って村長とも話しましたよね。

そういう中で、何とか、いろんな行政の権限もなかなか行かないところもあるんでしょけど、みんなで知恵を出し合って、何とかしてそういうものを守っていくってことがすごく大事だと思うんです。

ですので、そういったことで、今、私は現況をよく知らないもんですから、山林のことは今分かったもんですから、ぜひ村でも、こういった、財産としてなかなか手の届かないところへ、買ってまで、大きなお金をかけて買って手に入れて守っていくってものでもないんでしょけど、寄附でいただければそれでいい。

それでまた、あれですよ、あるときは買ったけど、こっちは買わないとか、非常に不公平感もあるもんですから、何か、私は、ぜひ、今日の機会は行政の皆さんにこういう方法ならできるよねみたいな知恵を出していただいて、それで、地域からそういった財産を、活用できる財産を守っていくってことができないかなと思ってこの質問に今日は臨んでいるんです。

ちょっと本題に入っていくんですが、ちょっと村長のほうで答弁いただけますか。こういったことの……。総務課長でもいいんですけど、どうでしょうか。

具体的にこういう方法ならできるとか、それから、何かそういう案があれば、それで、もうこれはちょっと行政では手が出せないよと、じゃ民間にお願いしましょうとかっていうんでもいいですけど、ちょっとそこら辺のヒントをいただいて次の話に進めたいんですが、いかがでしょうか。

○村 長 今、特に家屋に関して申し上げますと、建設環境課長がお答えしたとおりです。使える財産をまずきちんと状態も調べようということ、そこから次の活用につなげていく、これは、ちょっと後ほど、また課長のほうから申し上げたいと思っております。それで、そういうふうなことをやるのが1つ。

それから、坂戸旅館さん、今は「ぼれぼれ」さんがうまく活用していただいておって、旧坂戸旅館の中も改装していろんな施設ができるようにしようという構想を持っています。

それから、そのすぐ上段にある畑、これも竹が生えてきて大変だったんですけど、これも全部整備して、彼らがクラウドファンディングでもってこういうふうにしたいいんだという呼びかけをしました。もちろん私どもにも話がありましたし、そういう形でもって、今は立派に、竹を切って、いずれはあそこに、何でしたっけ、アジサイじゃないや、ヒマワリじゃないや、とにかくあそこを花ということに戻したい、そういうことを着々とやっているということでございます。

これについては、やはり私どもも最初に、この資産をやっぱり、坂戸の玄関口にあるということで、有効に活用をさせていただけないかということで所有者の方に何度も交渉してやってきた経過がございます。

結果的に、条件があって、その方はお母さんがお亡くなりになったのを契機に売却に踏み切ったということでございますので、こういうことはずっとやっていく必要があるかと思っています。

それで、そんなことをしながら、今、とにかく調査については、これから細か

いこと、どんなことをするのかっていうのは先ほど申し上げましたっけ、言っていないかったっけな、言いましたね。とにかく、そんなことしかとは言いませんが、やっております。

また、昔の例になりますけれども、固有名詞を出してはいけないんですが、美里でいわゆるレストランを経営されている方については、実は村のほうに買わないかという相談がございました。それで、これについても調べました。調べましたが、その当方で、立派なおうちで、これは相当なお金がかかる、直せばすばらしいものになるんですがということで断念した経過もございます。

ほかにも、三共地籍ですとか、いろんなところにいい財産があるのは知っておりますし、こういったことは調べて、活用する方法は何かできないかということは構想として持っております。

しかしながら、先ほどからお話しになっています放置財産の特に家屋でありますけど、これは、記事にもありましたとおり、平等に考えるっていうのはやっぱり無理があるかと思っています。

なぜかっていうと、山の奥の奥のほうにあるお宅の活用の方法と、例えば、村から見ますと、たまたま上前沢にシェアオフィスを開設したわけですけど、それは、ちょうどいいロケーションの中に、もう畑からおうちから、もうおうちもかなり大事に使われていたもんですから、これを全部無償で寄附していただいたということでああいう展開ができておるところでありまして、いい財産、失礼ながら、活用できるだろうと踏む家屋、財産と、ちょっとこれとは思われる財産の、やっぱり色分けはどうしてもせざるを得ないだろうなど、こんなふうにございます。

細かいことはいろいろ御質問の中で関係する課長のほうからお答えをしたいと思いますので、よろしくお祈いします。

○9 番 (大原 孝芳) 今、村長のほうからも伺いましたが、今、私の知らないことも言っていたいて、あの物件はそうだったのかっていうようなところもありました。それで、私が思う以上に村は結構臨機応変に対応されてきたっていうことです。

それで、日南町っていうのは、今、山は寄附を受けているんですけど、建物とか空き家とか、そういうのに対しては全然まだやっていないんですよ。だから、そういうことからいけば中川村のほうが進んだなと思って今聞いていたんです。

それで、今、あれですよ、じゃ一回整理しますと、例えば、もしそういった住民が、村民が、このうち、ちょっと困っちゃっているけど、何とか、役場のほうへ言って、何とか一緒に、相談に乗ってくれるかって来たら、そういうようなことは今までもやってきただろうし、これからはそういうことは、あれですよ、進めていくっていうことでよろしいんでしょうか、まず1つ、建物については。

じゃ全部先に言っちゃいますね。

それから、あと山林、山林も、さっき課長のほうから、もういらっしゃるって、

私も聞いたんですけど、課長のほうも、もう山を何とか手放したいっていう方もいらっしゃると。

ということであれば、村については、山の取捨選択はあるでしょうけど、例えば産廃のようなところになっていたり、そんなところは絶対にアウトだろうし、「言っていないよ」と呼ぶ者あり)ですけど、山林も一緒になって、これからは村にお願いすればそういう可能性もありっていうことでよろしいんでしょうか。ちょっとそれぞれの課でお願いしたいと思います。

○建設環境課長 空き家のことについてお答えをさせていただきます。

空き家については、そういった御相談を受け付ける場所として、来年4月を目指して、今、大草駐在所の改修を行っています。仮称ですけども、あちらを空き家相談室ということで、空き家で困っているような方がそこに一回来ていただいて、こういうことで困っているとか、こういうものを例えば売却したいとか、そういうような相談を受ける場所として今整備を行っておりますので、まずあちらに足を運んでいただいて御相談をしていただきたいというのが現時点の状況です。

○産業振興課長 山林でありますけれども、先ほど申し上げたとおり、相談の中身を、まずどういったところであるとか、場所的なものですとか、あとは村の計画、施策等に沿うもの、まずこれが第一の検討の条件になってくるんですけども、それ以外に、やはり山ですので、いろんな部分で問題が起きる可能性があったりとか、そういったことがございます。そういったことも加味した中で必要があれば引き受けるというようなところも結果として中にはあるのかなというふうには考えます。

○9 番 (大原 孝芳) じゃ、住民の皆さんもこれを見ていただければ、少し知らなかったことがちょっと今回分かったんじゃないかと思っています。

それから、ちょっと今、1つ、建物のほうなんですけど、地主さんが、例えば困って、今度の4月——来年の4月から、じゃ相談へ行きます。

しかし、最初に私が言った一つの例として、例えば、もう全然貸す意思もないし、もう全く無関心で、ずっと地区の中に放置されているっていう建物を、それは、そういうのってどういうふうに対処したらいいんでしょうか。

例えば、私みたいなおせっかいが行って、親戚筋をたどって、村でこういう制度があるけど相談してみてもどうかって行くのがいいのか、もう、それとも、行政は行けなくて民間にお任せするのがいいのかって、そういうのって、アプローチの仕方って、どなたか何かお答えできますか。

○建設環境課長 空き家については非常にケース・バイ・ケースっていうことが多くて、それこそ一件一件詳細な情報を調べてみないと、何ともお答えのしよう、対応のしようがないというのが現状です。

ですので、4月以降の話をしちゃいますが、相談室では、御相談していただいて、建物の状況、構造、それから相続関係であるとか、その時点の権利状況であるとか、そういうようなもの、詳細を調べさせていただいて、それぞれケース・

バイ・ケースで御相談させていただいて今後の対応についていろいろアドバイスができればというようなことを考えておりますので、そういった個々の対応をその状況に応じてさせていただくというようなのが今の対応の方法かなというふうに考えています。

○9 番 (大原 孝芳) ただ、こういう話って、多分あれですよ、今まで例えばこういうことを受付ますみたいなことを広報へ載せたことって多分ないんですよね。ないですよ。

これを、例えば、あえて、こういうことを村でもやりますなんていうことは、あれですかね、広報しないほうがいいんでしょうか。それはどうなんでしょうか、こういうのって。どうでしょうか。

○村 長 すみません。

放置資産に行政が介入する——介入って言い方はありませんが、御質問の中にあつたんで私が先に申し上げたいと思っておりますけれども、そういうことをして事業化していくような可能性については総務課長がしっかり調べておりますので、総務課長のほうからちょっとお答えをさせていただきます。

○総務課長 すみません。

当村におけます不動産を対象にした寄附採納につきまして一般的な基準を申し上げたいと思います。

寄附の申出があつた際、その資産が行政財産所管のものである場合につきましては、各所管部署における判断の後、財政担当課との協議を経て、受納目的が行政財産に資する場合であり、かつ将来的な管理負担が問題ないかなどの総合的な観点から寄附採納を決めております。

また、寄附申出が普通財産の場合、政策的に必要と思われる場合を除き、村の維持管理費用の抑制の観点から、基本的には採納を見送らせていただいているのが現状であります。

以上です。

○9 番 (大原 孝芳) 分かりました。

私が思っていた以上に、非常に、何ていうんですか、村でも考えていただいているし、今までも、過去にもいろんなケースを持っているそうですので安心しました。

例えば今日の質問の中にも——やっぱり人口って減っていくと、恐らくこういう問題って出てくると思います。私たちだってどんどん年を取っていけば、そして、その次の代がうまくつながっていけばまだいいんですけど、土地で、あれですよ、そういった山林なんかは特にそうなんです。

ですので、こういったことが想定されますので、ぜひ、また行政の皆さんもいろんなケースに備えていろんな研究をしていただいで、中川村が本当にそういう人口減少社会を迎えてもそういうことであまり悩まないような状況をつくっていただきたいと、そんなことを申しまして、一般質問を終わります。

○議 長 これで大原孝芳議員の一般質問を終わります。
これで本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会とします。
御苦労さまでした。

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)
お疲れさまでした。
[午後4時08分 散会]